

第百一回国会 法務委員會議録 第九号

昭和五十九年四月十三日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 宮崎 茂一君

理事 太田 誠一君 理事 高村 正彦君

理事 森 清君 理事 天野 等君

理事 三浦 隆君

上村 千一郎君 衛藤 征士郎君

大西 正男君 高島 修君

丹羽 兵助君 長谷川 峻君

小澤 克介君 佐藤 觀樹君

伊藤 秀吉君 山花 貞夫君

神崎 武法君 中村 巖君

林 昌弘君 野間 友一君

林 百郎君

出席國務大臣 法務大臣 住 栄作君

出席政府委員 法務大臣官房長 根岸 重治君

法務省民事局長 枇杷田 泰助君

委員外の出席者 外務大臣官房人 福田 博君

事務局長 外務大臣官房領 池田 勝也君

事務次官 事務次官領事第 二課長 藤岡 晋君

法務委員会調査 室長

委員の異動 四月十二日 補欠選任

廣瀬 秀吉君 村山 喜一君

同日 補欠選任

廣瀬 秀吉君 村山 喜一君

同日 補欠選任

廣瀬 秀吉君 村山 喜一君

同日 補欠選任

廣瀬 秀吉君 村山 喜一君

同日 補欠選任

廣瀬 秀吉君 村山 喜一君

同日 補欠選任

廣瀬 秀吉君 村山 喜一君

同日 補欠選任

廣瀬 秀吉君 村山 喜一君

村山 喜一君 廣瀬 秀吉君

四月十二日

永住韓国人に対する外国人登録証の指紋押なつ

廃止等に関する請願(竹入義勝君紹介)(第二五

七三三号)

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の

増員に関する請願(稲葉誠一君紹介)(第二五七

四号)

同(佐藤觀樹君紹介)(第二五七五号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案(内

閣提出第五六号)

○宮崎委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、国籍法及び戸籍法の一部を改正する

法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。太田誠一君。

○太田委員 このたびの国籍法及び戸籍法の改正

というのは韓国人に対する差別的撤廃条約の批准に

備えて行われるものであるわけですが、入管法です

前の類似の問題でありますけれども、入管法です

か、もまた難民条約の締結に伴って改正をしたと

いうことが三年前にありました。それから、それ

から、これは法務省の問題ではありませんでした

も、我が国の社会福祉政策というものを難民条約

の締結に伴って在日外国人にも利用できるように

するといふように、いわゆる条約の批准というこ

とから、入国管理政策あるいは帰化政策というも

のがあるとするれば、それがその一部分ずつ影響さ

れてくるということがこれまでであったわけであり

ます。

それですとすれば法律や制度に対する考え方と

いうものが部分的には木に竹を接いだようなもの

になりがちだという感じを私は私持っております

わけでございます。例えば今申し上げました我が

国の社会保障制度というものが在日外国人にまで

その恩恵が及ぶことになったということは、これ

はどういうことを意味するのかわかりませんが、

国籍法の第四条に帰化のための条件というものがあ

りまして、その第四項の生計条件というものがこれ

によって大きく形骸化をしたわけでありまして、そ

ういう結果をもたらしているわけでありまして、

なせなら、国籍法で言うところの生計条件は独

立の生計を維持することができるといふことが帰

化のための条件だと言っていることは、立法の考

え方というのは、生活能力のない外国人が帰化を

るもの、その既存のわが国の法律体系の底流にあ

る考え方と、それから難民条約とか婦人差別撤廃

条約とか、あるいはいふと広く言えば世界人権宣

言などという考え方というのは全く違った思想が

そこにあるのではないかと今思ふに思ふわけで

あります。これは私がよく法務省の方々とお話を

しております。随分と認識に差があるなという

ふうに思えます。我々は戦後の教育を受けて

育つてきておりますので、多少、毒されていると

いうことになるのかもしれないけれども、どう

しても人権宣言とか難民条約とか婦人差別撤廃条

約の背後に、底流に流れている考え方の方にと

すれば引つ張られがちでありまして、どうも今の

外国人登録法とか国籍法とかの背後にある考え方

というのはなじみにくいと今思ふに思ふわけであ

ります。ですから、同じ与党の先生と話していて

もちょっと違うなと思うことがあるわけでありま

す。

ですから、そういうことを前もってお断りをす

るわけでありまして、帰化というものの対

する考え方は、私どもは、日本に生まれて育つた

人たちが原則として日本人として帰化を

していただく方がいいた、むしろ進んで帰化を

してもらいたいというお願いをしたいと思います。

ですから、

たまたまお父さんが外国人だから日本人にはさせ

ないとかいうことももちろんあれでありますし、

あるいは在日韓国人や在日朝鮮人の人たちのよう

に、幾世代にもわたって日本で生まれ育つて、そ

してまた子供が生まれて、その子供が生まれて育

つてという今までも繰り返して、これからの確

実に繰り返していく人々については進んで帰化

をしてほしいというふうに思ふわけでありませ

ん。それはひいては難民条約やあるいは世界人権宣

言というものの考え方に通じるのかもしれない

です。

けれども、進んで移民を求めて外国からたくさんの人たちが流れ込んできて、どんどん日本人になっていくというようなことは私どもはいきことだとは思いませんけれども、現に今いる人たちが日本人になって、そして日本人の社会に同化をしても、そして我々とアイデンティティと申しまうか、一体のものとして同じように社会のルールを積極的に守っていくという気持ちになる、あるいは進んで日本という社会に貢献するようになる方が、その人たちの持っている能力というものを十分にこの社会が活用ができるという意味においても本来望ましいことではないかというふうな思っているわけでありまして、そして、婦人差別撤廃条約の中にも、婦人の持っている潜在的な能力を十分に引き出す、發揮をさせるということが一つの目的なんだということも書いてあるわけでありまして、これは婦人だけではなくて日本にいる外国人の方々に對しても同じことが言えるのではないかと申すわけでありまして、

ちょっとと書きながら、前段が長くなりましたけれども、そういう考え方で、むしろ国籍法の改正というのを、あるいは法律の条文だけではなくてその運用の中身につきましてももっとオープンにしていただきたい、もっと帰化を外国人に對して積極的に進めるものになってほしいというふうな願うものであります。

そこで質問でありますけれども、まず、この間から参考人をお呼びをしてお聞きしたときに問題になったことでありますけれども、経過措置についてであります。この法改正の施行の日に二十歳未満の者であつて母親が日本人であつた者は、三年以内に届け出によつて国籍取得ができるというくだりでありまして、これによつて二十歳以下の人については救われる。しかし二十歳以上の人は兄弟であつても帰化ができないというところが生ずるんだ。お兄さんについては通常の帰化手続になる、弟は届け出によつて国籍取得ができるということになるわけでありまして、兄弟でお互いに外国人に新たになつてしまふというふう

なことが起きる。これはどうしたものか。一部で、この部分は修正して延長した方がいいじゃないか、今生きている人については全部経過措置を適用したらいとか、あるいは新しい憲法以後については全部認めるべきだ、いろいろな議論があらまふけれども、兄弟でそういうことが起こることではないか、この辺についてどうされるか、ちょっとそこをお聞きしたいと思ふのです。

○批田政府委員 経過措置としての附則第五条で未成年者に限つております理由は、さきの委員会で多くの方々から御質問を受けましてお答えしたとおりでございますが、外国人として既に二十年以上の生活をしておるということでございまして、いろいろな問題があり得るわけでございまして、国籍法全体の考え方といたしまして、未成年の間にはまだ二重国籍等の弊害もないという考え方から、準正の場合であるとかあるいは不保留の場合の再取得の場合でも未成年というのを一つの基準にとつておるわけでございまして、それと同じような考え方、二十歳未満の者については簡易な届け出によつて日本の国籍を認めてもいいけれども、それ以上の方々については個別に事情を見た上で日本の国籍を与えるという制度にする方が合理的であらうということで決められておるわけでございまして。

法律と申しますのは、いずれにいたしましても一つの制度でございまして、一つの画一的な線というものが当然出てまいります。仮に今お話しのように新憲法制定のときまでさかのぼるにいたしましても、その制定の前日の者と翌日の者とはどうだという問題がまた出てくるわけでございまして、ですから、そういう境目にあるというところは常に法律としては問題があるわけでございまして、したがって、ただいまおっしゃつたように、兄弟の兄の方は帰化手続でいかなければならぬ、弟の方は意思表示でできるというふうなことは避けられないことがあらうかと思ふます。しかし、そのような場合には、兄の方については経過措置の趣旨もあるわけでございまして、私どもとしてはなるべく帰化は容易にするということとで解決をしたいと考えております。

○太田委員 要するに、弟が帰化できてお兄さんが帰化できないというところがあるわけですから、今おっしゃつたように、制度上はそういうことは担保できないけれども、兄弟であれば、兄の方でもできれば一緒に帰化できるようにしたいというところでしよう。ですから、それはこういうところで話しているだけではなくて、行政の第一線に對してもきちんと法律の施行と同時に通達か何かしていただかなければいけないことだと思ふます。

それから経過措置の二というところがあるわけでありまして、この経過措置の二の国籍の選択の特例というところでも、二重国籍である者はこの法律ができて以後については選択をしなければいけないわけでありまして、施行の際に既に二重国籍である者は選択の必要がないということになる、考え方はどうか知りませんが、結果的にはそういうことにしたわけでありまして、

ここで確認をさせていただきたいのですけれども、アメリカで生まれた日本人の子供は、今はアメリカは属地主義でありますから二重国籍であるわけでありまして、そして、ただそれだけなら問題ないわけでありまして、お父さんが日本人でお母さんがアメリカ人で、そしてアメリカで生まれたというときには、本人は二重国籍であつて、お母さんはアメリカ人、お父さんは日本人ということになるわけでありまして、それが日本に今暮らしているということになりますと、今度の法改正によつてもしこの経過措置の二というものがなければ、この子供は二十二歳になつたらば、お母さんの国であるアメリカを選ぶか、それともお父さんの国である日本を選ぶかという選択を迫られることになるわけでありまして、それまでは迫られなかつたのです。二重国籍の者を許されていたわけけれども、今度の法改正

でもってどつちかを選ばなくてはいいけなくなる。今度の法改正全体は、むしろ選択の自由の幅が広がつたとか権利が拡大されたということになるわけでありまして、そういう人々たちにはむしろ権利が制約されるようになったと理解をしていただければあります。しかし、こういう経過措置をとつていただいたおかげで、このケースについては二重国籍であつても選択する必要があるということになったわけですね。こう確認したいのですけれども……

○批田政府委員 この経過措置は、新しい法律の施行前に既に二重国籍になつておる方につきましては、やはり選択をしてもらいたいという気持ちであらわれておりますので、したがって、法律施行後二年の間に選択の意思表示をしていただきたい。ところが、その場合に選択をされなかつた場合には、日本の国籍を選択したものとみなして法務大臣の催告、あるいは催告にも何も応答がない場合に、日本国籍を喪失するという効果は与えないということにしたわけでありまして、そういう意味では、何もしなくてもいいというのとはちょっとあれかもしれませんが、結果的には同じようなことにならうかと思ふます。

○太田委員 法律の考え方としてはそういうことだと思ふますが、結果的には選択しなくてもいいということだらうと思ふます。次に、これは前段でも申し上げたことでありますけれども、この際、帰化の条件の一つである「素行が善良であること」というのは何らかの意味で緩和すべきではないかと私は思つておるわけでありまして、素行善良ということは、言つてみれば素行がいいに似たことはなし、道徳的な人こそ日本人になつてほしい、日本に帰化してほしいということはあるけれども、モラルというものは、これくらい高くなければいけないと引き上げていくと思ふれば幾らでも上がっていくわけでありまして、日本人よりもはるかに道徳的な水準の高い人でなければ日本人になれないのだということはおかしいと思ふわけでありまして、素

行条件というのを実質的に何とか緩和すべきである、あるいは緩和ということではなくて、これこれこういうことについてと具体的にわかりやすくしてもらいたいというふうな思ふわけであります。素行条件だけではなくて、一番最後の第六番目でしたか、つまり、政府に対する転覆とか反社会的な行為を働く者はだめだという条項もあるわけですから、素行条件の方で何もそれをチェックする必要はないのだというふうには思ふわけであります。

そこで、入管法の方では、私が外国人で日本人に帰化しようとする人から話を聞くと、絶対に交通違反を三年間起こしてはいけないのだということをよく言われることがあるわけであります。これはもちろんそうであるにこしたことはないのですけれども、それでは平均的な日本人、普通の日本人で三年間無事故、無違反という人が一体何人くらいいるかという、本当に数が少ないと思ふわけでありまして、そうであれば、ほどほどにその辺も考えるべきではないかというふうな思ふわけであります。帰化条件の中で素行条件というのは、例えば交通違反の問題のようなことであれば、今どうなっているのですか。

○批田政府委員 素行条件につきましては、私どもの方では普通の日本人に期待するような程度の素行状態を基準にいたしております。よく無事故、無違反でなければいけないのじゃないかという御質問も受けるわけでありまして、私も、私どもは何もそういうふうなことを要件にしておるわけではございません。前科がありました場合でも、刑法の三十四条ノ二でしたかの規定のことを前提にしまして、懲役刑が終わった場合には十年たてばとかいうことを一応の基準にいたしておりますが、それもいろいろな状況から見ましてもう既に改悛の情があつて社会復帰ができておるといふ場合には、何もそれにこだわらないで、短い期間でも認めるといふこともしております。交通違反の場合でも三年間何も無事故でなければいけないというふうなことは考えておりませんので、こ

く最近の状況から見ても、非常にスピード違反とかあるいは飲酒運転とか、そういうようなことを繰り返していているという場合には、これはしばらく様子を見させてもらつたということもあり得るけれども、そんなに数年間無事故、無違反でなければならぬというふうな扱いはいたしておらないところでございます。

○太田委員 今八十万人前後の外国人が日本にはいて、そしてまた次々と子孫を誕生をさせているところでありましてけれども、そういう人たちが従来の日本の国籍制度によつて帰化をしなかつた、帰化ができなかつたということのほかに、むしろ自分たちが差別されていると思へば、日本の社会に対して日本の社会にいながら反感を持つつた人、そういう帰化の条件は十分に満たしている。だけれども、自分たちの仲間を裏切つてまで帰化をしたくないというふうな考えで、つまり仲間うちとのしがらみとか制約から帰化を進んですることがないという人もいるわけでありまして、そこが非常にむづかしい問題で、鶏が先か卵が先かというふうな問題もあるわけでありまして、よく言うのは、今言つた素行条件というのをあれこれ言われると非常に不愉快である。なぜそこまで、平均的な日本人が満たしていないような高き道徳水準に我々が到達していかねばいけないのかというところも言うし、あるいはこれは主観の問題でありましてけれども、税金で、税務署から自分たちのところへ頻りに人が来てあれこれ調べると、そうすれば、同じ条件であれば、日本人よりも外国人の方が頻りに調べられる分だけ余計脱税とか、そういうことも出てくる。そのことによつて素行が悪いということになつて、帰化ができなくなるというふうなこともまたあるようでありまして、これは法務省だけの問題ではなくて、政府全体が現在の西側の自由社会の常識というものをもう一回頭の中で考え直す必要があるのではないかと、よく言われることでありますけれども、帰化に

当たつて手続が非常に面倒だ、あるいはお金がかかるというところが指摘されるわけでありまして。ところが、法務省の方に聞いてみると、いや、そうでもないのだ、そんなに金がかからないやうなやり方もある、あるいは書類も大したことないのだというふうな回答が返つてくるわけでありまして、余り細かく言う必要はないわけですからけれども、大ざっぱに言つて、実際のところどういふ書類が必要で、普通、常識的に手に入る書類のほかにどういふものが必要であつて、そしてどういふお金がかかるのかというのを簡単に教えていただきたい。

○批田政府委員 書類といつたしますと、帰化の申請書を書いていただく、これはそうむづかしい書類ではないと思ふ。それにあわせて、帰化をしたいという動機を書いていただくという書類があります。そのほかに、身分関係を明らかにしますやうな、戸籍制度のある国が本国である場合には戸籍の謄本をとつていただく。それから住所要件の關係がございまして、外国人登録關係の証明書、そういうやうなものを提出していただく。それから収入の關係で、勤めておられる方の場合には給与証明書、それから一般の企業をやつておられるやうな方は納税証明書というやうなものを出していただく。その程度でございまして、その後、いろいろ個別な問題があればそれについて書類の補完をしていただくことはありますけれども、そんなにとりにくい書類を無理してとつていただくというふうなことはないと私も思つております。

それから、費用の点でございましてけれども、別に、帰化の申請をする場合に国に対して手数料とか、そういうものを納める必要は全くございませぬ。したがつて、経費がかかると思ふけれども、これは余り多くないだらうと思ひますけれども、そういう書類を調べてくれるやうな人に何か頼みますと、そこで取られるかもしれないけれども、私どもの方はむしろ法務局の方に御相談になつてこられれば、こういう書類が要するというやうなこ

とも御相談に乗つておりますので、そこを利用していただければそんなに経費もかからないし、無理な書類が要求されるということもないと思ひます。

○太田委員 私、實際手続したことがないからわからないわけでありましてけれども、どうもそういうことがよく言われるのです。ともかく考え方として、窓口の方の今までの考え方というのは、なるべく入れまい入れまいと思つていけばこそだんだんつづけんどもにもなるし、意地悪ということもないでしようけれども、意地悪になることもあると思ふので、ぜひそこは、それなりに帰化してもらつていいんだ、だから、もっと温かく扱つてやるといふやうなことは、これは今後所はどこでも、郵便局にしたりしてそういうやうな運動を繰り返していろいろに、銀行よりもよほど愛想のいいあれになつたわけでありまして、そういうやうなことは法務省においても心がけなければいけないことだ、これも一つのサービスというふうな思つておられるわけでありまして。

最後に、これは国籍法ではなくて戸籍法でありますけれども、前は百七条の關係になるわけでありまして、今度戸籍法で氏の変更——今まではお父さんの姓と子供の姓が一緒だというのが一つの通念であつたから、そう大した問題が起ころなかつたわけでありましてけれども、今度はお母さんが日本人であつてお父さんが外国人である場合も戸籍をつくることになつたわけでありまして、それに伴つて、外国人であるお父さんの名前を名づけるということも認めてやろう、これは大変な進歩であらうかと思ひますが、ともかくそういうことでもって外国人名を使う日本人が許されるやうになつた。そして家庭裁判所の許可を得なくともそれができるようになつた。それはいいことを家庭裁判所で指導したのか。それともどこで指導したのか知りませんけれども、従来の考え方では、帰化をするときに外国人の名前を、例えば韓国の李という名前を名のつてはいけない、そういうふう

な名前は日本人らしくないから、日本人らしい、例えば山田の名前にしておきなさいということをして、強く指導をして、そういうふうな名前を改姓させた。

そういうふうな指導をしてきた背後の考え方というのは、やはり日本人は単一民族であって、一つの純血主義を今後とも守っていくのだ、文化的にも表現の問題でも、あらゆる意味で単一性というものを守っていくのだという哲学があらわれて、それが広く容認されていたからそれでよかったわけでありまして、ところが、外国人がお父さんの場合やむを得ないということでもって一カ所でも穴があく、そうすると、今度は、窓口に来て李さんなら李さんが帰化手続をする、両方ともお父さんもお母さんも日本人ではないというときに帰化手続をしようとするときに、これはもはやあなたの名前は日本人らしくないからやめなさいということも言えなくなるわけですね。ですから、これから帰化をしようとする在日外国人の方に対して、氏を日本人らしいものにする必要はないんだということをはっきりしていただきたいと思うのであります。

○批田政府委員 従来からも、日本人らしい名前にするのを強制するといいますが、そうしない場合には許可しないというような扱いにはしておらなかつたわけですが、しかし、日本に帰化する以上は、日本人社会の中で普通に日本人らしい名前にする方が何かと望ましいのではないかと考へ方もございまして、そういうふうにしたかどうかということをお本人に勧めるということではあります。そのこと自体もそう間違っているとは思いませんが、これからは外国人らしい姓のままで帰化して戸籍をつくってもらいたいという強い希望があれば、私どもの方は別にそれを制限するということはないつもりでおります。

○太田委員 これもおっしゃることはそのとおりだと思いますけれども、普通、役所に行って帰化の際にこういうふうにした方がいいですよと言われなくても、自分は同じ日本人だと思われた方が

生活していく上でも便利なわけですから、ほうっておいてもそれは向こうが考えることなんです。その中に時々、みずからについて強い自己主張を持つている人は、それに対して反対の考え方を保持しているかもしれない。しかし、帰化をしたいと一生懸命努力してやると帰化ができるといふときになって、そうした方がいいですよというふうな役所に言われれば、それはやはり言われた方からすれば、何の法律的な裏づけがなくても何か強いられたいというふうな思惑を有するわけでありまして、そういう意味においては、今までよりもっと、そういうことをする必要はないんだということをむしろ教えてやるぐらいのことがあつていいのではないかと思ふわけでありまして、ほうっておいても本人がそういうふうにとらへておられると日本人らしい名前を使いたがると思ふわけでありまして、

以上であります。ありがとうございます。

○宮崎委員長 中村委員。

○中村(慶)委員 私は前週三日に質問をいたしておるわけでございまして、その三日の質問の後、先週の六日でしたか、参考人の御意見を伺つたわけでございます。三日の審議、さらには参考人の御話を通しまして、今回の国籍法の問題の主要な争点が割合はつきりしてきたのではないかと今思ふておるわけでございまして、その中で、今度国籍法の主眼は父系優先主義から父母両系主義ということになるわけで、そのことについてはだれしも異論はない、こういうことははつきりしていると思ふわけでありまして、そのことに伴つていろいろの付随的、附帯的な措置について異論がある、そういうことになっているのが現状ではないかというふうな思ふておるわけでございまして、

その中でも、大きな問題は二つであつたのではないかと今思ふておるわけでございまして、一つは、重国籍を解消するといふ考へ方、そのための制度を、選択制度あるいは留保制度というように形をとることの是非が問題になっているといふことと、

まずし、第二点目は、父母両系主義をとつたことによる効果というか、そういうものを波及してどこまで及ぼすのだといふことだろうというふうには私は私なりに考へておるわけでありまして、

そこで、前回の参考人の御意見をお聞きいたしますと、重国籍の解消のために選択制度なんというものは設ける必要はないのではないか、こういう御意見もあるわけございまして、その御意見の発するところは、重国籍というのは決して悪くないんだといふことなんだろうと思ふわけでありまして、その考へ方は、国籍というものは人間としての権利であるといふ御意見のようでありまして、それに対して法務省の考へ方というのは、国籍というものは国家が付与していくようなものなんだ、国家を主体に考へていくべきものなんだ。そこで両者の間に考へ方の差があるといふふうな思ふわけでありまして、国籍は人間としての権利だといふような考へ方と法務省の考へ方は違ふといふことが二重国籍解消問題についての基本的な思想の相違、そういうことだろうといふふうな思ふわけで、法務省としては、国籍は人間としての権利であるといふような考へ方についてどう考へておられるのか、その点をまず最初にお聞きしたいと思ふておる。

○批田政府委員 国籍が権利であるかという点につきましては、一たん与えられました国籍がその国の主権によつて恣意的に奪われるといふことがあつてはならないといふ意味では権利だろうと思ひます。ただ、取得の問題として考へた場合に権利かといふと、私どもはそうではないといふふうな考へておる。

もつとも、人間である以上どこかの国の国籍があるべきであるといふ思想といふますが、そういう原則はあるかと思ひます。しかし、それは個々の、各国での国籍法を制定するときの一つの指導理念といふますが、そういうものにはなることだろうと思ひますけれども、具体的な権利として国籍を取得する権利があるといふことは言えないの

ではないか。もしそうだとすれば、ではこの国に対する権利なんだといふことになりまして、これはもうわからないことになるわけでありまして、また、側面から申しますと、国籍法は各国でいろいろな法制をとつておりますけれども、大別いたしますと、生地主義と血統主義があるわけでありまして、生地主義の国におきましては、そこで生まれた者に国籍を取得する権利があるといふ考へ方があるのかどうかは疑問でございます。血統主義のところでも、血統的につながる者に権利があるといふ考へ方でやつておられるのかどうかは問題でございます。

そういう二つの主義などがあつたりしますと、人間として何かの理由で国籍を取得する権利があるといふ自然法的な意味でのものがあるといふふうには私どもは理解できないのでありまして、やはり国籍というのは国の方で一定の要件の者に国籍を与えていくといふふうな形で行つておられますし、そういう性質のものではないかと思つておる。

○中村(慶)委員 国籍は人間としての権利であるといふような考へ方の一つの具体化といふか、そういう問題として、親の国籍を継承する権利があるんじゃないかといふような考へ方もあるようございまして、五十六年三月三十日の東京地裁のシャビロ・エステル・華子事件の判決の中でも、原告の方の主張の中にそういうものが出てきておるようでありまして、そういうものに対して権利であるといふ場合、少なくとも親の国籍といふものは子に継承権があつていいじゃないか、こういう考へ方だろうと思ふわけでございます。

そういう継承権については、先ほどの事件の中でも法務省は反論をしていられるようでありまして、継承権といふ考へ方についてはいかがお考へになつておられますか。

○批田政府委員 国籍といふものが、いわば私的な権利のように相続の対象になるとか、そういうような意味での継承の問題はそもそも生じない分野の事柄であらうと思ひます。

自然法的といいますが、人間そのものとしてというふうな観点で考えた場合に、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、生地主義の国におきましては、親がある国籍を持つてゐるから子がその国籍という関係に立っていない国もかなりあるわけで、そういうところでは継承権というものが考えられる余地がない、そういう法制自体がそもそも根本的に間違ひなんだと言つてしまえば別でございませうけれども、そういうことでは世界では通らないだらうと思ひます。そういうことからいいますと、人間である以上、親の国籍を承継する権利があるのだという言い方はできないのではないかと、また逆に、親の方から権利として、子供に継承させる権利があるのだという立論もできないのではないかと、いうふうに考へておきます。

○中村(慶)委員　そこで、重国籍の解消の方策というところで、選択制度が今度創設されるわけでありませうけれども、選択制度といふものは、ある意味で重国籍を解消するあるいは国籍唯一の原則をできるだけ貫徹させるという観点からいたしますならば、やむを得ないものではないかと、私自身は考へておるわけでありませうけれども、その中で一つの問題として、それを余りにも厳しくやることはどうかという感じは免れないだらうと思ひます。

まず第一に、今度の改正法の附則の第三条というところ、従来の重国籍者についても選択を迫るといふような形になつてゐるわけございませう。この新しい法律になる前、つまり現行法の時代においても重国籍は発生しておつたわけでありまして、選択制度がないといふものにおいては重国籍は、状況によつて違ひましようけれども、放置をされてきた部分といふのがあつたわけでありませう。今日までやつてきた、そういう意味で重国籍に果たしてメリットがあるのかどうかというところは問題でありましようけれども、仮にメリットがあるとすれば、そういうメリットを持つてゐたものが、今度の新法ができることによつてそのメリットを奪われてしまふ。つまり重国籍を

持つてゐるということが一つの権利だとすれば、権利剝奪をされてしまふという関係になるうかと思ひます。そこで、そういう意味で附則の三条を設けて従来の重国籍者にまで選択を強制することはどうかというふうな思ひを考へておられます。この点についてのお考えをお聞かせいただきます。

○杜杞田政府委員　従来の重国籍者につきましても、選択制度が一応形の上ではかぶさるという仕組みにいたしてあります。そういう意味では、ただいまの御指摘のように強制だと言へばそうなのかも知れませうけれども、一つの制度が強制であるという場合には、そのことの効果があつて考へて初めて強制と言へるだらうと思ひます。その点につきましても、要するに選択をしなければならぬという規定はかぶさりますけれども、しなかつた場合に、効果としては、法務大臣から催告を受けて、そして国籍を喪失していく、そういう関係については適用しないといふことにいたしておるわけございませう。既に日本の国籍の方を選択したと同じ状態を考へますといふことにしてあるわけございませうので、したがひまして、全体から見ますと、本人が今度の新法の趣旨を理解されまして、国籍唯一の原則にのつとめて、ではこの際どつちかの国籍一つに決めようといふふうにお考えになつてやつていただければ、もちろんそれにこしたことはないんだけれども、それをさへなかつたからといつて日本の国籍の方を失わせ、そういう手続にはのせませんといふことにしておるわけございませう。したがひまして、制度全体から見ますと、強制をしてゐるという考へは私どもはとつておらないところございませう。

○中村(慶)委員　今、局長はそういうお話でございますけれども、選択をしなければ日本国籍を選択したものとみなされてしまふわけで、その反射効といふか、そういう形でもう一つの方の国籍を離脱しなければならぬ義務といふか、それは相手の国から離脱できるかどうかは別として、法律の建前からいへば離脱をする義務を負わされるよ

うな格好になつてしまふわけでありませう。そういう意味で強制といふのが当たつてゐるかどうかわかりませうけれども、そういうふうな選択制度を新規に創設してそれを適用して適用する、そんな感じを免れないのではないかと、いうふうに思ひます。この点についてのお考えをお聞かせください。

○杜杞田政府委員　新しい法律の考へ方が、国籍唯一の原則を重視いたしまして、重国籍の方に限つては単一国籍になるように努力をしていただくという精神があるわけでありませう。それは、状態から見ますと新法施行後の重国籍者についても既存の重国籍者についても本来同じはずでございませう。しかし、それを既存の重国籍者につきまして及ぼすといふことになりませうと、今までそういうようなことがないといふことで長い間生活をしてこられた方にそういうのを一〇〇%かぶせるといふことは、本人についても、何といひますか非常に影響のあるところございませう。また、法の周知の徹底が図れないようなところにおられる方も多かつたからといふので、したがひまして、そこを現実的には新法の精神に従つて選択の線にはかつかつたからといつて従来の状態よりも悪い状態にしないといふのがこの経過措置の附則の三条でございまして、そういう点は私どもとしては十分に配慮してできたものではないかと考へております。

○中村(慶)委員　それからまた、選択制度の問題としては、選択の時期の問題といふものがあるうかと思ひます。今の法案によりますと、法施行のときに二十歳未満の者については、二十歳に達して二年以内に選択をし、こういふこと者については二年以内に選択をし、こういふこと者であります。前回も、私も若干質問してございませうけれども、この二十歳で一つの区切りをつける、あるいはまたそういう状況が生じてから二年間の間に選択をしないといふことで選択を迫るといふことは、まず二十歳の方について言へば、いろ

いろな社会生活上との関係から必ずしも二十歳がいいのではないのではないかと、こういふふうな考へることができるといふわけでありませう。また、二年間の間に選択をし、こういふのは、二年間という期間に余りにも短過ぎるではないかという感じがいたしてゐるわけございまして、もう少しその辺の年齢の問題あるいはこういう選択の期間の問題、これを延ばすことはできないのかと私は思ひます。これを延ばすけれども、法務省の考へ方はいかでございませう。

○杜杞田政府委員　まず原則としての二十歳の問題でございませうが、これはもつと高い年齢のところまで引き上げていいではないかと、いう御意見はないかと、いう御意見もあるわけございませう。その判断については問題点といひますのは、国籍をどう決めるかといふことはその人の一生にとつて非常に重要なことなんだ、だから、そのことの判断が十分であるような年齢に達するといふことを考へれば二十歳以上であつた方がいふじやないかといふ御意見があるわけございませう。それは確かに年齢がふえまして人生経験がふえるに従つてよりいろいろな判断が総合的にできるというところは一般論としてあるうかと思ひます。ですから、そういう面では年齢が高い方がいいといふことがあつたと思ひますが、しかし、それは無限に高くなつてしまふといふこともありません。

それから、もつと低くていいのではないかと、いふ方は、いや、それは重大なことであることには違ひないけれども、ある程度の年齢に達すればそれぐらいの判断はつくんだ。現に養子制度におきまして十五歳までは代諾養子と言つてございませうが、十五歳を超えまして自分の意思で養子縁組ができるわけでありませう。国籍の問題も大事なことでありませうけれども、親子関係をどうするかといふことも本人にとつてはこれまた非常に大事なことでないか。それについて民法が本人の意思で養子縁組ができるという制度になつてゐるな

ら、それぐらゐを基準に置いてもいいのではないかと考へる方もあるわけでございます。

そして一方、重国籍の關係がいろいろ問題になつてきますのは、未成年の間は少のうございませうけれども、成人に達しますと実際に社会に出ていろいろ活動をする、あるいは外国において兵役の關係が出てくるというふうなことがあるわけでございます。そういうふうなことから考へますと、日本の法制度の一つの独立して判断ができる年齢として決めておる成年、これを基準にするのが一番いいのではないかと。現に成年に達しますと選挙権を持つて国政に参加するわけですね。それだけの判断ができるということ全体で認めておるような年齢に達すれば、そのときを基準にして自分の国籍の帰属を考へてもらつてもいいのではないかと。二十歳が適當であるという結論に落ちついたわけでございます。

それから熟慮期間といふ手続期間といふんですか、それを二年ではなくても少し置いた方がいいではないかと。社会活動が、これまた先ほど申しましたように、社会的活動が始まりまして、そして兵役との關係もあつた状態で、成人に達した後はなるべく二重国籍という状態は解消してもらつた方がいいわけでございます。そういう面でも余り長くは困るということもありません。とは言ひましたも、余り熟慮期間が短いというのも酷であるというので、絶対に二年でなければならぬということはありませんけれども、余り猶予期間を長くしますとそのうちとうとうことになってかえつて真剣に考へないというところで徒過してしまふということもなはないと思ひますので、そういうことをあれこれ勘案した上で、二年という期間があればどちらの面から見ても十分ではないかという判断に達したわけでございます。

○中村(慶)委員 もう一つの方の問題でありますけれども、父母両系主義になるということでございませうが、なつた結果の効果というものをできるだけ適及して及ぼすという附則第五条の關係の問題でありますけれども、附則第五条の基本的精神とすれば、今度両系主義になつて、母親が日本人である子供というのは日本国籍になることになつたのだから、つまり今までの父の優先主義というものがある意味で間違ひであつたことと考へるに立つて、そういう間違ひであつたことと考へるだけさかのぼつて直しましうという配慮というものがあつたのではないかと。思ふわけでございます。

そうした場合に、原則的にはできるだけ早い時期にさかのぼらしてその場で効果を及ぼしてあげるといふことが妥當な考へ方ではないかなと思ふに思ふわけ、しかし、どこまでさかのぼらせるかといふことになる、これはある意味で際限がないわけですね。そこで一定の限度でお切りになるということだろふと思ひますけれども、昭和四十年の一月一日で一応線を引くんだということに今なつておるわけでありませう。結局、結果としてこの線の切り方といふのは成年か未成年かといふことで切られるという格好になつておるわけでございます。成年、未成年といふことで切ることの合理性といふのは私は別にないと思ふので、どこか切らなければならぬことは切らなければならぬにしても、こういう適及して効果を及ぼしてあげるんだといふことの線の切り方として、成年、未成年を取り上げるというのはいかかおかしうないかと思ふので、その辺はどうかと思ふ。

○批田政府委員 私どもといたしますと、二十歳で線を切つたといふことは、一つにはすでに成人に達して日本国籍がないという状態で社会生活をしておられる方については、日本の国籍が欲しいと言われるならば個別に調査した上で国籍を付与することがいいのではないかと、當然に国籍をどうにかといふことが一つございませう。

それから、もう一つでございますけれども、これは附則の五条の關係につきましても、関連して神繩の無国籍問題というものが取り上げられておりますので、あたかも無国籍の人を対象にしたやうにとられておりますけれども、実はそうではなくて、この規定で日本の国籍を取得される方として我々が考へておるものは、もう既にほかの外国の国籍を持つておられる方が大多数だと思ひます。そういう方について、意思表示によつて日本の国籍も与えましようといふことでございませうから、そのときには重国籍になるということを実は前提にしておるわけですね。その重国籍だといふことを考へますと、先ほど来の問題が出てくるわけでございます。例へば新しい法律によりまして、準正の規定であるとかあるいは留保の手続をしなかつた關係で後になつて取得するといふ場合でも、これはみんな二十歳で切つておられます。

そういう考へ方と共通する問題がありまして、二十歳の關係について未成年である場合には重国籍の問題が余り弊害がないといふようなこともあつたわけでございます。そういう場合には、その国籍があるなしにかかわらず意思表示によつて日本国籍を与えましよう、そういうことが私どもとしてはできやうといふ面があるわけでございます。もし、そういう国籍法全体の中で考へられておる一つの基準としての二十歳といふところを外しますと、一体それでどこまで行つたらいいんだといふことになりまして、いろいろな考へ方があつて決めてないわけでございます。これは、ある案では現行法の施行された昭和二十五年からさかのぼつたらといふ意見もございませう。それから新憲法といふ考へ方もありませう、あるいは無制限といふ説もあるかも知れませう。しかし、どれといつても私どもは決めた手がないことになつた。余り長くさかのぼりますと、いままでの既存のいろいろな法律關係との間で混乱が生ずるということがあるわけでございますので、私どもは二十歳で切る、その以外の者については、本當に日本国籍を取得したい気持ちがあつて、そしてその意思を入れてしかるべき方についてはこれは帰化によつて処理が十分であるといふことで、具體的な問題としても余り問題はないといふことを考慮した結果、昭和四十年の一月一日以降に生

れた者といふことにいたしましたわけでございます。○中村(慶)委員 今の問題ですけれども、人によつては父系優先主義といふものが憲法に違反をしてるんだから、憲法の施行のときまで効果を及ぼすべきではないか、つまり昭和二十二年五月にまでさかのぼるべきであると、こういうことを言う人もあるわけでありまして、私自身は憲法に違反してゐるかどうかといふことは今さら問うてもしょうがないことだろふと思ひます。それによつて新憲法施行のときにまでさかのぼらなければならぬといふこともなかつたかと思つてゐるわけでありませうけれども、やはりそういう新憲法施行のときにまでさかのぼれといふ考へ方も、それは一理なしとしないのだろふといふふうに思ふわけでありませう。しかし、そうなりますと、いろいろややこしい問題も確かに出てくるだらうなといふ感じはするわけでありませう。

一つは、従来講和条約発効前に日本人であつた人たちの問題といふものがどうしても出てくるだらう。いわば台湾の人、朝鮮の人、そういう人たちが講和条約発効前においては日本人であつたわけでありませうから、その人たちの子供といふものもまた日本国籍を取得ができるのだ、こういうことになると、その人たちは今日日本にないわけでありませう、至るところに散らばつてゐるわけでありませうから、混乱が起ることもなしとしないだらうといふふうに思ふわけ、その辺のことについて法務省としてはどういふふうにお考へになつてゐるか。つまり、そういう混乱といふものも避けなければならぬといふことが一つ昭和四十年一月一日で切るといふ考へ方の根底にあるのかどうか、その辺をお伺ひをしたいと思います。

○批田政府委員 憲法の關係につきましても、私どもは現在におきましても父系優先主義が憲法に違反するものではないといふ考へ方をとつておりますけれども、確かに憲法違反であるいは憲法違反の疑いがあるといふ考へ方もございませう。そういう考へ方の方の御意見を伺つてみまして

も、新憲法制定当時、これは旧国籍法の時代でございます。あるいは二十五年の現行国籍法が施行されました当時から憲法違反の状態であるというふうなことを言われる方は、おられるかもしれませんが、私どもの知る範囲ではないわけでございまして、いろいろな情勢の変化、両性の平等の意識が変わってきたということ、それから各国で両系主義を採用することによって父系血統主義による国籍唯一の原則を維持するという、そういう基盤が失われておるといふようなこと等々から、現在においては憲法違反であるとか憲法違反の疑いが濃くなっているといふような方をされるわけでございます。私どもはそういう考え方には傾聴すべきものがあるとは思いますが、しかし憲法制定のときまでさかのぼらなければならぬという理論的な根拠はないのではないかと私どもは思っております。

そうしますと、国籍法の考え方自体でできるだけさかのぼるとしたらどこまでかという観点で物を考えるべきであらうということから、先ほど来申し上げてまいりました、未成年の者についてはというところが国籍法の考え方としては一番筋が通った考え方であるというところで、昭和四十年一月一日以降に出生した者というふうにしておるわけでございます。

ですから、それが理論的な根拠でございますが、もしそれをさらにさかのぼって新憲法制定にまでさかのぼるといふことになりましたと、ただいま御指摘ございましたように、昭和二十七年四月の平和条約発効までの間は、いわゆる朝鮮籍、台湾籍におられた方々もその当時におきましては日本国籍を持っておったわけでございます。したがって、そのときの母といえますか、その朝鮮籍、台湾籍の女性を母とする子供が二十二年の新憲法のときから二十七年の平和条約の間に生まれておられる。それはかなりの数があると思えます。そういう方につきましては、今度の附則第五条の一つの要件を満たすということになります。それが果たしていい結果を招くであらうかとい

ますと、これは国籍の関係につきましてはかなりの混乱を起こし、場合によっては韓国あるいは中国との関係でも無用の問題を起こしかねないというふうな気もいたします。そういうことがあるから四十年一月にやったのではないかとこのことでは必ずしもありませんけれども、そういうふうなことは、いつに限るのが適当であるかという際には十分考慮したところでございます。

○中村(慶)委員 今のお話も大体わからないわけではございませんが、お話を聞いて、確かに一つの要件を満たすというお話がございまして、確かに一つの要件しかそれでは満たさないわけですが、つまり「現に日本国民であるとき」とか「又はその死亡の時に日本国民であつたとき」というような制約条件がついておるわけでありまして、全部が全部、仮に新憲法施行のときまでさかのぼったとしても、その当時日本人であつた方々の子供さんか日本国籍を取得するといふことにはなっていないのだからというふうな思ふわけでありまして、そこで、今申し上げたような要件で絞っておられるというこの結果として、仮に新憲法施行のときまでさかのぼったとするならば、どのくらいの数の人たちが届け出によって日本国籍を取得する可能性のある人数になるだろうか、その辺はいかがでございますでしょうか。

○批田政府委員 これは全く推測不可能でございますが、先ほどの一つの要件のうち一つの要件で、ただいま御指摘のありました現に母親が日本国籍を持っていたるかあるいは死亡のときに日本国籍を持っていたかといふことで、その朝鮮籍、台湾籍の母親の方がその後日本に帰化をしておられるといふことがどれくらいあるかといふことを見当をつけなければならぬと思ふけれども、朝鮮、台湾の關係の方で帰化をされた方といふのはかなりの数に上ります。平和条約発効後現在まで総数で約十五万人ぐらいの方が日本に帰化しておられますけれども、その九〇％以上は朝鮮、台湾關係の方でございます。したがって、その半分は女性だということになるわけでありまして、

それからまた、二十三年後に子供が生まれて、そして平和条約発効前に亡くなっておられる場合には、これは要件を満たすということになります。それが子供さんにとり影響しているか。それからまた、その子供さんのまた子供さんですね、そういう方もかなりいるといふことになるかと申します。したがって、ちょっと数はどれくらいかといふことは申し上げにくいのでございまして、けれども、相当な数になるのではないかと申す気がいたします。

○中村(慶)委員 今の点、そういう二つの要件があるわけでありまして、さらにまた、中間試験のときに出了たのかどうか知りませんが、「引き続き」日本人であつた、そういう要件といふものをまたかぶせるとか、そういうことになれば、さらにその問題は絞れていくのではないかと申す感じがするわけでありまして、さういふことによつて、できるだけ昭和四十年一月一日ということとでなくて、もっとさかのぼらせる方がいいのではないかと申す感じが私自身しているわけでありまして、けれども、どうしても四十年一月一日に固執をしなければならぬという法務省のお考え方、先ほど来お答えは聞いているわけでありまして、けれども、どうしてもそうなんだといふことをもう一つ説得力を持ってお示しをいただきたいというふうな思ふわけでありまして。

○批田政府委員 今までのいろいろ申し上げましたので、それ以上説得力を持って御説明するといふ材料は余り持ち合わせておりませんけれども、ただいまの「引き続き」といふ要件をかぶせれば今言った平和条約のときの問題といふのは確かにある程度解消できるかもしれませんが、中間試験ではそれを入れておりましたが、それを外すといふことになりましたのは、実は、この附則五条の中心の問題は、日本の女性が国際結婚をされて、そこで生まれた子供さんの話が中心になるわけでございます。ところが、子供は生まれた、そしてその後、奥さんの方がその旦那さんの方の国籍を取得するといふようなことがあつた後に婚姻が破綻をして離婚をされる、こういうケースも珍しくないわけですね。そして、子供さんを連れて日本に戻つてきて、そして日本にまた帰化している、それは簡単に認めるわけですね。そういうような同じようなケースの場合に「引き続き」といふ要件が欠けてしまったのでは、これはいわば母系主義によつて国籍を与えようといふ経過措置の精神に反することになるのじゃないか。だから「引き続き」といふ要件を入れることは国際結婚による子供さんの場合に適當でない状態も生ずるから、というところが一つの配慮だったわけでございます。したがって、そういうものを犠牲にしてあえてさかのぼらせるという必要があるのだからか。ともかく、新法施行時に二十歳以上の方について何か問題があるんじゃないかといふことで今まで指摘されておりましたのは、実は沖縄の無国籍児の問題なんです。それ以外については具体的な問題としてさかのぼるべきだといふ議論は私は聞いたことがありません。私どもとしては、それを調べますところから、成年に達しておられる方は一人おられるらしいといふことはつかんでおりますが、先日の参考人のお話では、福祉関係をやっておられるその方は、自分としてはそういう方は知らない、ただ、おられるのではないかと申す想像を言っておられるわけでございます。そういう面からいたしまして、私は、国籍法の理念といたしましての未成年が成年かといふことを基準にする線で切るといふのが、理論的にも筋が通つておるし、それからまた、具体的な問題としても一番問題がない、そういう解決の仕方ではないかといふふうな考えております。

○中村(慶)委員 まだいろいろお聞きしたいことがございまして、時間もなりましたので、これで終わります。

○宮崎委員長 林百郎君。

○林(百)委員 今度の国籍法の改正はいろいろの要点がありますけれども、一つは二重国籍の回避、男女平等の立場に立つて国籍の選択という問題が出てきて、二重国籍の裏返しとして国籍の選

扱という問題が出てきているわけですが、このように問題は国際的な関係を持つてきますので、国籍の選択とかあるいは二重国籍の回避で、外国の国籍から離脱するとかあるいは外国の国籍に入るとか、こういうような問題で外国との関係で非常にいろいろな問題が考えられるわけですね。こういうことについては、この立法について外務省との間に十分な調整をしてからつくられたのです。

○批田政府委員 仰せのとおり、外国との関係が非常に問題になる法律でございますので、いろいろな諸外国の事情の調査につきましても外務省の方にもいろいろお願いをし、御協力を得ておりますし、また、立法段階におきましても、法制審議会にも外務省の方にも入っていただきまして、そしてまた、事務的にもいろいろな面についての御相談をして立案に至っておりますわけでございます。

○林(目)委員 この問題については、それぞれの法曹界でも問題にしていますが、例えば弁護士、要望としても「重国籍回避のための措置を要するものとするために国籍離脱の自由の理解を求め、協定などの締結によって国際的な保障を確立していくことをあわせて提唱する」ということが出てくるわけですね。

それからマスコミなどを見ますと、これは具体的に新聞社の名前を出すのも恐縮に思いますが、けれども、ことしの一月二十六日の朝日新聞では「一方の国籍を選択した場合に、他方の国が国籍離脱を許すような国際的秩序をつくるのが望ましい。現状では多くの困難が伴うが、その努力を放棄してはならない」という問題ですね。それから、ことしの一月二十五日の毎日新聞の朝刊を見ますと、「韓国など兵役義務の関係で容易に国籍離脱を認めない国も多く、わが国の憲法との関連から外交上のトラブルも増えることが予想される。」という出でるわけですね。それから読売新聞の朝刊にも「外国籍の放棄を宣言しても、韓国はじめ兵役義務などの関係で、自由に国籍離脱のできない国もある。この点では、国際私法に関する外交上の

調整を今後検討する必要がある。」マスコミもその点についてこういう論点を張っているわけですね。ここで言う「一方の国籍を選択した場合に、他方の国が国籍離脱を許すような国際的秩序をつくるのが望ましい。現状では多くの困難が伴うが、その努力を放棄してはならない」というのは、現状では多くの困難が伴う」というのは、具体的にどのような事例ですか。

○批田政府委員 諸外国の国籍法の定め方がまちまちでございますので、我が国では憲法上も離脱の自由を認めておりますけれども、国によりましては離脱の自由が認められていない、離脱をさせないというところもありますし、それから離脱をするにつきましてもかなりの要件が絞られていること、殊に兵役の義務との関係について絞りをかけているというところも多々あります。そういうような関係で、二重国籍の方が日本の国籍だけにしたいと言つて他国の方を離脱しようと思つても、なかなかできないというようなことがあろうかと思つております。そういう面での問題があるわけでございますが、また、それを自由にどちらからかということにできるようにするということも、各国間で決まらずと大変いいことになるわけでございますけれども、兵役の関係とか人口政策とか、いろいろなことから、いざ話し合つてみれば、そういうものになかなか問題が多かろう、そういう予測が立っているところがございます。

○林(目)委員 この問題について外務省はどういう認識を持っていますか。

○池田説明員 御説明いたします。

外務省としても全く同じような考えを持っておりまして、各国がいろいろ理由で国籍の離脱を必ずしも容易にしないケースもございます。そういう事例につきましては今後具体的なケースでいろいろ考えていきたい、こういうふうに思っております。

なければならぬことになっていくわけですが、そういう場合、日本の国籍を選択しても外国の国籍が離脱できない制度のある国というのはどういう国ですか。

○池田説明員 いろいろな範疇、つまり外国の国籍を離脱しようとした場合に、その制約になる要素、いろいろあると思つております。例えば年齢制限をしている国とか、居住条件とか、それから先ほどの兵役義務とか、こういった問題がございます。兵役義務に関連して言いますと、私も理解している限りでは例えばシンガポール、ベルギー、スペイン、ユーゴスラビア、こういったところが兵役義務を完了してなければ国籍離脱を認めないという制度になっていると理解しております。

○林(目)委員 韓国はどうですか。

○池田説明員 韓国につきましては、当該の二重国籍者といえますが、日本の国籍と韓国の国籍を持つておる、こういう人がおりました場合に、その人が徴兵の年齢に達した男である場合、これは兵役を完了したか、または免除される事実が証明される場合にのみ離脱を認める、こういうことになっております。

○林(目)委員 そうすると、兵役の義務を完了するが免除というものは、どういう場合があるのですか。これは韓国のことですか、外務省の方が知つておると思つておりますが……

○批田政府委員 私からわかっているところをお答えしたいと思います。韓国では離脱については許可制をとつておるようでございます。その許可の実際の運用として、ただいま外務省の方からお答えがあったように、兵役の義務が完了している者あるいは兵役義務が免除されている者については許可をするという運用をされているようであります。

なお、日本に居住をしている者は離脱を認めるという運用がなされているようでございます。その点では、日本における限りにおいては離脱が事実上できるというふうに私は考えておるところでございます。

○林(目)委員 それは外交上確認してあるのですか。事実上韓国の措置としてそういう措置がなされているということですか。これは外務省でもどつちでも結構です。

○批田政府委員 私どもの方では韓国にその運用状態というものを聞いております。現在はそういうふうなことでやっておるという回答を得ております。

○林(目)委員 そうすると、朝鮮民主主義人民共和国との関係はどうなつておりますか。

○批田政府委員 北朝鮮の関係につきましては、私どもの方では接触するあれがございませんので、どういふふうな考え方を持っておるかかわかりませんが、私どもとしては、一応国家承認としては大韓民国を承認しておるわけでございます。したがつて、朝鮮の方については一応韓国の考え方によるものというふうに考えておりますが、ただ、離脱の手続を御本人がどういふふうにしてやられるかという問題でございますので、私どもの方としては、具体的にははっきりしたことは申し上げられません。

○林(目)委員 日本にいる朝鮮の人で、韓国の国籍を持つておる者と朝鮮民主主義人民共和国の国籍を私は保持するといふ人と、どのくらいの数になつておるのですか。

○批田政府委員 私どもの方ではそういうふうな区分をしての統計というのを持っておりませんので、その数字はわかりません。

○林(目)委員 この国籍の問題一つとっても、朝鮮民主主義人民共和国と外交関係を持つておらないというところがトラブルの非常に大きな原因になるんではないでしょうか。殊に、日本にいる朝鮮の人たちが朝鮮民主主義人民共和国の国籍を持つておる人が相当おられますが、これは今後外交的な努力は、それじゃもう全然しないのですか。もうおたくとは、おたくと言ふのはなんです。おたくと外交関係がないから、どうぞ私の方は御自由にしようとしておくのですか。

○批田政府委員 私どもとしては、直接に北朝

鮮の方と接触をするという手だてがないわけでございます。北朝鮮の政府が、在日の朝鮮人の中でこの人は自分の方の国籍があるというふうな把握しておられる方もあるだろうとは思いますが、私どももいたしますと、一応国家承認としては大韓民国を承認しているわけでございますので、法制的には一応大韓民国の国籍法で考えるというところでございます。

ただ、先ほどの離脱ということになりますと、その政府に対する離脱手続ということが要るわけでございます。したがって、先ほど申しましたことと申しますと、韓国の政府に対して許可を求め、一定の条件のもとに許可されて離脱になるという関係でございますので、離脱の関係につきましましては、韓国政府の離脱の問題としてしか具体的な問題としては出てこないのではないかとこのように思います。

○林(百)委員 韓国との関係だけを言っておられますけれども、朝鮮民主主義人民共和国との外交関係もはつきりさせておきませんか……。

そうすると、これは兵役とか何とかというところは全然関係ないというように見ているわけですね。韓国国籍でない朝鮮民主主義人民共和国の国籍を仮に持っている人がいたとしても、兵役の義務とか、あるいは国籍離脱の問題とか、そういうことは日本政府はもう全然関知しない、そういうことになるわけですか。

○批田田政府委員 真つ正面からの答えになるかどうかとわかっていませんけれども、兵役の義務があるかどうかというところは、私どもの方ではつきり判断すべき事柄でもございせん。実際、具体的なケースが起きたときにそれをどう受けとめるかという問題だろうと思ひます。したがって、二重国籍の人について、他国の関係で兵役の義務があるかどうかというのを私どもの方で一つ一つ判断すべき立場にございせん。で、今おっしゃった御質問については明確な答弁ができませんのでございせん。

○林(百)委員 しかし、二重国籍を回避するとい

うことになる、今例が出ました韓国とかそういう国々では、兵役の義務を完了するから免除されなければその国の外国籍を離脱することができない、そうすれば、二重国籍の回避というのが事実上はできないことになりすね。それでもいいんですか。そういう特例は二重国籍として認められるわけですか。

○批田田政府委員 私どももいたしますと、日本国籍を選択された方については、その他国の方の国籍を喪失をするということにしたいと思ひます。しかし、ただいま話が出ていますように、その他国の国籍法の規定、あるいはその運用によりましては、他国籍を離脱することができないということもそれはあるかと思ひます。本人の意思とか努力にかかわらずできないということがあるかと思ひます。したがって、今度の改正法の条文でも、本人の努力としては、離脱に努めてほしい、しかし、それが実際問題としてできない場合には、それは重国籍になつても、その場合にはやむを得ないのじゃないか。それだからといって、日本国籍の方を喪失させて単一国籍にするというところにまでするのは行き過ぎであらうという考え方をとっておるございます。

○林(百)委員 「努めなければならぬ」とこれは第十六条ですね。「努めなければならぬ」というのは、だれがどう認定するのですか。あなたは努めている、あなたは努力が足りない、というのは、だれが認定して、どういうように判定するのですか。局長さんがやるのですか。

○批田田政府委員 つまり、「努めなければならぬ」というのは、早く言えば訓示規定的なもののございます。したがって、努めなかつた場合の効果というものが直ちにあらわれるわけはございせん。したがって、認定ということを出てこないことだと思ひます。したがって、要するに、日本の国籍を選択するというものである以上、国籍唯一の原則に従つて、他国の方の国籍を、許可制であるならばその許可を求めるように申請をするとか、そういうふうなことに努

めてもらいたい、いわばそういう精神を込めた訓示規定だと御理解をいただきたいと思ひます。

○林(百)委員 それだって、外交関係のないところへはそんなあなたの言っているような申請はできないじゃないですか、それはどうするのですか。

○批田田政府委員 いろいろな事情でできない場合には、これは非難することはできないと思ひます。

○林(百)委員 アメリカについてはどうなんですか。国籍の離脱は自由にできるわけですか。

○批田田政府委員 アメリカでは原則的に離脱ができるようでございます。ただ、一定の年齢制限があるようで、成人に達すればできると承知しております。

○林(百)委員 外務省、そうですか。

○池田説明員 そのとおりでございます。

○林(百)委員 法十四条の二項の「外国の国籍を放棄する旨の宣言」「選択の宣言」というのは、形式はどういう形式ですか。何か決まっていますのですか。

○批田田政府委員 その宣言のやり方は戸籍法で定めることになっておりまして、形は、その宣言をするという旨を戸籍の管掌者である市町村長に届けるというところで決めております。

○林(百)委員 問題があると思ひますが、法の第十九条で「国籍の取得及び離脱に関する手続その他この法律の施行に必要事項は、法務省令で定める」とあるのですが、この法務省令というものは定まっているのですか。これを定めなくて法案を出して、それで国会で審議してくれと言つても、具体的な問題にいくと、まだ決まっておりますと云われたら、ああそうですかととまってしまうわけですね。これはできているのですか。

○批田田政府委員 もちろん、この法律が施行に際しましては、その省令も施行できないわけでございます。したがって、正式な意味でのその省令はできておりませんが、大体どういうようなことをこの省令の中に盛り込むかは考えてお

ります。これは全く手続的な事柄に属するようなことを決めてまいりたい、書類の書き方とか出し方とか、そんなような程度のことをこの中で考えておるわけでございます。

○林(百)委員 しかし、外国の国籍を放棄するには宣言をしなければならぬというのに、その宣言の形式はどういうものか、はつきり決まらなかつたら、この国籍法が施行されて、まあ施行されれば省令も出るでしょうけれども、この国会で審議できないじゃないですか。それからまた、記録を見て、どういうことは省略してくれとか、そういう希望も国民の中にはあると思ひますが、この委員会の審議だけではそれが出てこないんだ。どういう形式をとって、どういう書類が必要なんですか。

○批田田政府委員 その国籍の選択の関係につきましましては、戸籍法の今度の改正条文の中にございますけれども、百四条の二という規定を新設することにしております。その規定は「日本の国籍の選択の宣言は、その宣言をしようとする者が、その旨を届け出ることによつて、これをしなければならぬ」という手続を決めております。どういう形式のもので届けるのかを聞いていますのですよ。それは条文にあるからわかるのです。

○批田田政府委員 どういう形式といひますのは、二項で届け書を出していただくという……(林(百)委員「だから、届け書といひますのは、宣言をするといひます」と呼ぶ)要するに届け書に身になるわけですね。ですから、あとはそういう届け書の記載例というふうなこともなるかと思ひます。それからまた、それを受けました市町村の方で戸籍にどういうふうな記載をするかということになるわけでございます。それは省令で定めようというつもりでおりますけれども、これは戸籍一般の出生にしても、死亡にいたしましても、婚姻にいたしましても、婚姻する場合には届け出をしなさいということが書いてあつて、一般

原則として届け書を出しなさいということになっておるわけですが、書くその細かな内容だとか、戸籍の記載をどうするかというところは省令で決めておるわけでございます。

それと同じように、選択の宣言の場合にもそういう点については省令で定めることにいたしておられますけれども、この百四條の二の規定自体から、その宣言を届け書によって届け出るということとでございます。その場合には、その宣言をするという旨ばかりではなくて、外国の国籍を記載しるということまでは百四條の二で書いておるということになります。

○林(百)委員 同じ問題は、日本の国籍の喪失を宣告するという十六條の二項にもあるのです。宣言とか宣告という言葉があるのですが、日本国籍の喪失の方は政府がやる方のことだと思っておりますけれども、この前参考人の話をいろいろ聞いておりますと、とにかく帰化にしても、あるいはこういう国籍を取得する手続が非常に煩瑣だ。あの書類の書類と何回か戻されて、もう応酬に疲れてしまつて、意欲を失うという参考人の意見もあつたのです。局長は聞いておられなかったかも知れませんが、そういう意味で私は聞いています。ですから、この宣言をするためにえらい面倒なことをするようなことはなるべく避けるようにしなければいけない。そういう意味で私は質問しているわけです。

それから、この問題で、十六條の二項で「その就任が日本の国籍を選択した趣旨に著しく反すると認めるときは、その者に対し日本の国籍の喪失の宣告をすることができ」とあるんですね。その就任が日本の国籍を選択した趣旨に著しく反すると認められる公職につくというのはどういう事例ですか。事例を言ってみてください。

○批田田政府委員 これは、日本の国籍の選択の宣言といふものは、自分としては日本の国籍を唯一の国籍にするという気持だ、その反面、外国の方の国籍は放棄するということを日本政府に対して言う宣言でございます。そういうことを

言っていないが、外国の国籍がなければつけないような公務員になるということはその宣言の趣旨に反するわけでございます。ただ、公務につくといひましても、いろいろな公務がございます。各々の公務員制度によりましていろいろございまして、日本の場合には、戦前は官吏と雇傭人というか、そういうふうに分けていた時代がありまして、ところが今はそういう区別なしに、全部公務員ということになっております。各国でいろいろな法制度の違いがございますが、公務員を全部、それに当たれば直ちにということの問題だろうと思ひますので、著しく趣旨に反するというのは、外国の公権力の行使あるいは重要な政策の立案に参画するような立場に立てば、私は外国の国籍を喪失して日本の国籍を唯一のものにする気持でですという趣旨に反することになるだろう、したがひまして、かなりの公務員でもはつきりとした、極端な場合には高官だとか国会議員とかあるいは大公使になるとかいうような場合にはそういうことに当たろうかと思ひます。

○林(百)委員 日本の国籍を持つていて、外国でその国の大公使になれるような制度を持つてゐる国はありますか、あつたら示してください。

○批田田政府委員 そういうものは聞いておりません。そのような人を大公使にするというふうなことはまずないと思ひますけれども、二重国籍について我が国の外務公務員法でもそういうことを禁止しておりますし、外国でも多分そうだろうと思ひますが、例えばの話として今申し上げたわけでございます。

○林(百)委員 これは日本国籍を取得することに制限を加えることになるのじゃないかと思つて質問しているわけですが、「著しく反すると認め」とあります。あなたは、実際はないと思ひますよというふうな例をこゝへ出してきて、こういうことを言ひますと言つたつて、実際あなただつて、そういうことはないと思ひます、日本の国籍を持つてゐる者が外国が大公使に任命するよいうなこと、そういう場合を言つておいて、

そういう場合はないと思ひますと言つたのでは矛盾してしまふわね。具体的なものはあなたはまだ握つていないのですよね。こういう文字だけ書いてあるわけですか。

そうするためには公聴会を開くこととある。公聴会というのは公のところで聴聞をするといふことと書いてあります。その場合、証拠を出すといふことも書いてあります。意見述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならぬ」とあります。この「証拠」といふのは何ですか。

○批田田政府委員 まずその前に、大公使の關係についてはそういうことではないだろうといふふうな申し上げましたけれども、その当該国で、日本国籍を持つてゐるんだということが必ずしもその国において把握されてゐるとは限らないという問題がございます。そういうふうなところから、そういう問題が起こる可能性もあるといふふうには考えます。

なお、聴聞の際に証拠といふことでございますけれども、これは、当該本人が日本国籍の喪失の宣言を受ける立場にはないんだといふことについてのいろいろ意見、主張をしていただく機会を与えるわけでございます。したがひまして、その主張を裏づけるようなそういう証明資料といふものが、そういうものがあればそういうものも出す機会を与えるといふことでございます。

○林(百)委員 それでは、その認定は、その証拠によつて著しく日本の国籍を取得した趣旨には反しないという認定はだれがやるのですか。

○批田田政府委員 それは法務大臣でございます。

○林(百)委員 法務大臣にお聞きしますが、あなたが決めるのだらうですが、今聞いていましたか。何か諮問の委員会をつくるのか、あなた個人がおやりになるつもりですか、構想は何か固まつておりますか、まだ固まつておりませんか。

○住田國務大臣 この条文の立法趣旨は、今民事局長から御説明申し上げたようなことでございまして、当該外国の高官につくとかということになり

ますと、やはりいろいろな国際問題等もございますので、そういうような状況、ケースによつて違ふかと思ひますが、十分そういうことを判断して、私が決めるというよりも、結局法務省の所管局が中心になりまして、妥当かどうか、こういう判断をすることになるかと思ひます。

○林(百)委員 そうすると、役所だけで認定するのですか、それとも広く見識のある人たちが委員会か何かつくて、それに諮問するといふことは考えておりませんか。

○批田田政府委員 現在のところは、内部組織の中で大臣を補佐する者が十分検討した上で、最終的には大臣の御決断で決めていただくというつもりでございます。したがつて、現在のところ諮問委員会のようなものを設ける予定はございません。

○林(百)委員 では、次の問題に移ります。公務員法の三十八條、そして外務公務員法施行令によつて、外務公務員が国籍を有しない者または外国の国籍を有する者と結婚した場合、その外国人が日本国籍を取得して日本人になるのに一年間の余裕を与え、その間に帰化しなければ失職するとの趣旨でございますが、ところが、外国に住んでゐる婦人が日本の国籍を取得するためには今までは直ちにできたのですが、今度は男女同権ということと、たしか三年の期間日本に住んでゐる必要があるといふことがありますが、そうすると、三年日本に住まなければいけないというのに、外国の人と結婚した外務公務員は一年以内にその人が日本人になるような手続をしなければいけないといふことになる、それでは外務公務員は外国の婦人とはもう結婚できないといふことになるのじゃないですか。できても失職、職をやめなければならぬといふことになるのですか。

○福田説明員 お答えいたします。今先生のおっしゃいましたように、現行の外務公務員法七條二項の規定によりまして、無国籍者または外国籍者と婚姻する外務公務員は、政令で定める場合の外は失職する。政令では、今は一年以内に帰化しなければならぬということになつ

ております。今度国籍法が改正されますと、それによって三年以上の居住条件または引き続き三年婚姻していても少なくとも一年間日本に住んでいなければ国籍を取得できないということになると、私の案文では了解しておりますが、そうしますと、今の施行令一条では救えない場合がうんと出てくる。そうすると、現実の問題として、外務公務員の中には相当数既に外国籍を有していた者と婚姻して立派に活躍している者があるわけでございますので、外務公務員法七条二項に政令で定める外という例外が設けられている趣旨にも反します。この施行令一条の手直しを含めて、実際上外国人との婚姻ができなくなるといふようなことは避けていこうということで、目下関係方面と検討中でございます。

○林(百)委員 私も考えるんですよ。独身者で外国へ行って外務公務員として勤めていて、その外国にいる婦人との愛情が実を結ぶということはあると思うんですよ、こういう国際的いろいろな密接な関係を日本が持つようになれば、そうすれば、失業しなければいけないという規定は、若い外務公務員にとつて余りにも残酷な規定だと思ひますので、この外務公務員法の施行令一条は改めなければならぬと思ひますが、これは民事局の方はどう考えていますか。

○批田政府委員 それは外務公務員のあるべき姿の問題でございますので、私どもの方からちょっと意見を申し上げる立場にございせん。

○林(百)委員 それじゃ、外務省の人事課長にぜひそういう方向で努力していただきたいと思ひます。

次に、時間ありませんので、帰化の問題に移りたいのですが、帰化をした場合、帰化のための書類に指紋をとりますか。

○批田政府委員 現在、原則として指紋をとることにいたしております。

○林(百)委員 外国の人は指紋をとられるというのを非常に嫌悪しておるわけですね、要するに犯罪人扱いにされるといふことで、これは私の

方の党としてはそういうことはやめるべきだと言っている。これは外国人登録法の場合もそうなんですが、日本人に帰化した途端に犯罪人に準ずるような扱いで十本の指の指紋をとるわけですね。こういうことはやはり考えるべきじゃないかと思ひますが、どうですか。

それと、外国人登録法の切りかえをする場合には何本の指の指紋をとっているのですか。切りかえの場合ですね。

○批田政府委員 おっしゃるとおり、帰化の場合に指紋は十指とっております。

外国人登録法で切りかえの場合には、所管でございせんけれども、私の聞いているところでは一本の指だといふふうに承知してあります。

○林(百)委員 外国人登録法の切りかえ、これは切りかえですけれども、切りかえのときに一本の指でいいのに、せつかく日本人になった途端に十本の指の指紋をとる。まるで準犯罪人みたいな扱いをするといふことは、これは法務省として考えるべきじゃないか。日本の法務省のおくれを世界的に示すことになるんじゃないかというように思ひますが、この点は将来考慮してもらいたいと思ひますが、どうでしょうか。外国の人の指紋をとられるといふことの嫌悪感というものを民事局では十分知っておく必要があると思ひますね。

民事局の仕事の関係で指紋をとるという仕事がこのほかにございせんか。

○批田政府委員 民事局関係の仕事では、指紋をとるというのは帰化の場合のほかにございせん。

○住国務大臣 今指紋制度一般についての御質問でございしましたけれども、指紋をとるというのは必ずしも日本だけに限ったことではございせん。先進国と呼ばれている国においても、こういう関係の事柄につきまして指紋をとっている国は幾らでも挙げることができると思ひます。

○林(百)委員 先進国とはどの国ですか、ちょっと例示してください。

○住国務大臣 今ちょっと手元に資料がないのですが、あるのです。何も日本だけが指紋をとっておるということではないことをひとつ御理解いただきたい、こういう意味で申し上げておるわけでございます。

○林(百)委員 大臣は私が求めないのに答弁を買って出て、先進国でもありまうと言ふから、先進国とはどこですかと言つたら、資料がないから言えない。これではせつかく買つて出た答弁に値しないように思ひますが、まあ結構です。後で結構ですから、どういう国がそういうことをやっているのかを……。

私は、日本の国の外国人の取り扱いについての行政のおくれを国際的に示す一つの制度ではないかと思ひますので、アメリカなんかではサインとかなんとかというのはやっておりますけれども、これは将来ぜひ十分考慮してもらいたい、こういうふうな思ひわけですが、この点についてはどうですか。外国にも先例があるからいいですよということだけで——制度の問題ですから、これは大臣にお聞きします。

○住国務大臣 大体外国人登録関係で指紋制度を採用している国はどのくらいあるのか五十カ国について調査したところ、東側関係は特に調査していないようでございます。西側関係でございすけれども、全面実施が米、韓、日、英、二十四カ国、一部実施がイギリス、フランス、ドイツを含む欧州九カ国、具体的な国名はまた資料で差し上げたいと思ひますが、そういうようなことになっております。

指紋制度をどうするかということにつきましてはいろいろの考え方があろうかと思ひますが、現にこの外国人登録問題について、指紋制度の是非が今いろいろ議論になっておるわけでございます。私も、そういう議論もあるということに十分考えながら、直ちにどうかどうかは別といたしまして、常に念頭に置いて考えていきたいと思ひますが、それは具体的にどうするかということについては慎重に考えてまいりたいと思ひます。

と思っております。

○林(百)委員 外務省にお聞きしますが、さつきイギリスが指紋制度をとっておると言われましたが、日本の国のように外国人の登録をする場合とか帰化する場合に十本の指の指紋をとっているという制度はイギリスにあるのですか。日本の制度とは違ふのじゃないですか。私、今初めて大臣から聞いたのですが……。

○住国務大臣 これは法務省で調査をしたこととございまして、今外務省から出ておられるのは人事課長でございまして、そのことにつきまして、今申し上げましたように私も調べて調査した資料を差し上げたいと思ひます。

○林(百)委員 さつき外国人登録の切りかえの場合一指だったのですが、外国人登録は最初登録をするときから一本だ、そうじゃないですか、ちょっとその点を正確に……。

○批田政府委員 外国人登録はすべて一指だといふふうに聞いております。

○林(百)委員 外国人に対して指一本でいいのに日本人になった人に十本の指紋をとらせる。しかも外国の人が多いし、また外国の人は指紋をとられるといふことに対して非常に嫌悪感を持つていふのですから、これは将来考えるべきではないかというふうな思ひます。大臣もいろいろと検討するといふお話をすから、ひとつその点はぜひ前向きにやっていたいただきたいというふうに思ひます。

外国人登録の外国人ですら指一本でいいのですよ。それが日本人になった人に——日本人が指紋をとられるなんというのには犯罪を犯したとき、警察に呼ばれたときやるだけですよ。それが、外国人が日本人になった、国籍を選択して日本人になった喜びの瞬間に犯罪人に準ずる扱いをされて十本の指紋をとられるなんてことは、あなたはそういう経験がないかもしれませんが、私は治安維持法でありましたが、これは不愉快なものですよ。警察官がこうやって、こうやる。民事局はだれがどうやってやるか知りませんが、とにかく人

から指をとられてこうやるんですから。民事局は警察とはまた違うかもしれません。とにかくその点は考えていただきたいと思っています。

それから、次の帰化の問題について若干お尋ねしたいのですが、帰化条件の中の、これは別に改正されたわけではないですが、素行が善良であるということが大分問題になるわけですがね。例えば交通違反なんというものも、それがあれば素行の善良に該当しないことになりませんか。

○批田政府委員 これは先ほど太田委員の御質問のときにもお答えしたところでございますが、交通違反が一件でもあれば許可しないというふうなことではございません。違法精神といえますが日本の社会の中で普通の生活をしていくというのを前提にしての判断でございます。非常にスピード違反を繰り返しているとか、あるいは飲酒運転をやっているとかというふうなことがたび重なる場合には、もう少し経過を見て、それから許可をするというふうなことを考えておるわけでございまして、一件でも過去にあればそれで許可しないというふうな扱いではございません。

○林(百)委員 素行が善良であるかどうかということとはどこが調査するのですか。

○批田政府委員 これは実際には帰化の申請書を受理いたしました法務局で調査をいたします。

○林(百)委員 そうすると、警察に委嘱するとか、公安調査庁に委嘱するということではないのですか。

○批田政府委員 原則は法務局の職員みずから手で行いますが、その調査をした結果によつては警察に照会をするということも全くないわけではございません。

○林(百)委員 そうすると、せっかく帰化をしたという情熱に燃えて日本人になりたいというのに、警察がつきまとうとか、場合によっては公安調査庁が思想調査までするとか、そういうことをすることは帰化にブレーキをかけることになると思うのですが、警察の調査というのはどの範囲の

ことをどこがやるのですか。そんな警察につきまといわれたらだれだって帰化の意欲がなくなってしまうのですよ。

○批田政府委員 警察の調査の場合に、尾行してどうこうということはないと思います。私どもの方では、そういうふうなことに至るような調査を委嘱することはございませんで、むしろ警察の記録の中で私どもの方の調査事項に参考になるようなものがあれば教えていただく、その程度でございまして、したがって今おっしゃったようなつきまとうというふうなことはないものと私も思っております。

○林(百)委員 その点はぜひ法務省の中の当該部局の判断するようにして、警察はそのことのために帰化を要望している人につきまとうようなことのないように、ましてや公安調査庁が思想調査をするようなことのないように、ぜひしていただきたいというふうに希望しておきます。

それから、帰化した場合の戸籍簿には、前に無国籍であったとか、前に何々国の人であったというふうなことは記載されるのでしょうか。もし記載されるとすれば、就職をする場合とか、あるいは結婚をするときにお互いに戸籍簿本を交換するという場合に、無国籍の時代があったとか、父がわからなかった時代があったとか、あるいはもとどここの国の国籍を持っていたのだというふうなことがひっかかる。引っ越しをする戸籍簿にそういう記載を書かれないということで、わざわざそれを消すために引っ越しをする、そしてまた戻ってくるというふうなことが現場では実際なされているということも聞いております。戸籍簿にそういうことを書き込まなければいけないのですか。

○批田政府委員 現在、帰化をいたしました場合に、もとの国籍を戸籍の上で書く扱いにいたしております。これはなぜかと申しますと、帰化する前の国籍がわかりませんと、その時代におきまして身分行為についての準拠法がわからないということになります。それによつて身分法関係の適用

が変わってまいりますので、これは戸籍の上で明確にしておく必要があるわけでございます。

ただ、そういうことを一たん戸籍に記載をいたしましたとしても、先ほどおっしゃいました引っ越しというものは、戸籍の言葉で申しますと転籍のことだと思ひますけれども、転籍をいたしますと、その場合にどういう事項を新しい転籍後の戸籍に書くかというところは、これは一般原則として現行的に一番意味のあることを整理して書くという扱いにいたしております。というのは、もし問題があればばもとの除籍とあわせて判断するという資料がありますので、原国籍は書かないという扱いにいたしております。ですから、そういう制度に着目をして、わからないようにすることをされる方もあるやには聞いております。

○林(百)委員 また、第五条の帰化の場合の条件の中で、今度改正されました、「自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができる」、これはどういう意味ですか。こういう者の援助を受けて生計が成り立つような状態でもいい、その本人は生計の能力は薄いけれども、こういう親族または配偶者の援助で生計が成り立てばいいんだよ、こういうことですか。

○批田政府委員 おっしゃるとおりでございます。生計を一にしておるといことは、一つは生活実態としての世帯みたいなものがあるわけ、それが全体として生計を営んでおれば、各個個人、一人一人が独立して生計を営むということまで言う必要はないであらうということで、従来の独立してというのが各個人に着目した規定になつておるのを、世帯単位で考えるのが合理的であらうということで改正するということにいたしましたわけでございます。

○林(百)委員 御承知のとおり、最近サラ金が大変横行していますね。サラ金で返済ができなくて自己破産の申し立てをしている、そういうような事例があるとすれば、これは日本人ではないから自己破産の申し立てができるのかどうかかわりま

せんけれども、それに準ずるような場合のものは、自己破産の申し立てをして免責の決定を得ればいいわけですが、夫婦のうちの一方にそういう者があるとすれば、それはどういふことになりま

すか。本人が日本人にまだ帰化していない。帰化の条件ですから、そういう事例はあつたに出ないと思ひますけれども、それに準ずるような行為がある場合、夫婦二人で住んでいて、夫の方がサラ金から金を借りてしまった。そして、今破産の申し立てをしている。しかし、実際の金を使ったのは帰化しようとしている妻であつたとかという

ような場合、自己破産を申し立てた、あるいはそれによつて免責の決定を得た、こういうような場合はどうなるでしょうか。

○批田政府委員 自己破産の申し立てをしたような場合には、一応独立しては生計を営む資産があるとは言えないだろうと思ひますが、しかし、それにいたしまして、破産制度も各個人に着目した制度でございまして、生計を一にする世帯全体としては生計が成り立つということであれば、今度の改正法によつては帰化条件を満たすという場合ももちろんあり得るだろうと思ひます。

○林(百)委員 時間がありませんので、戸籍法の改正の百四条ですね。天災等で届け出をすることができない場合は、できるよになつてから十四日とあるのですけれども、十四日では短いんじゃないか。これは画一的に扱うべきじゃない。戸籍法の百四条の三項の場合ですけれども、「届出をすることができないときは、その期間は、届出をするにできるに至つた時から」という判断です、これは非常に難しいと思うのです。

役所の方では、天災が落ちついてもう届け出ができるはずだと言ふし、現地の方では、いや、まだいつ火山が爆発するかわからない、あるいはけがが崩れるかわからない、あるいは出水するかわからない、だから十四日を守り切れなかったと言う。その判断に食い違いがある場合はどうなん

でしょうか。ケース・バイ・ケースで弾力的に判断なさるのでしょうか、どうなるでしょうか。

○批田政府委員 御承知のとおり、最近サラ金が大変横行していますね。サラ金で返済ができなくて自己破産の申し立てをしている、そういうような事例があるとすれば、これは日本人ではないから自己破産の申し立てができるのかどうかかわりま

○批田政府委員 やむを得ない事由及びそのやみたるるときは、ケースによつてなかなか難しい問題もあるかと思ひますけれども、私もどうもいいたしませんが、従来から弾力的に取り扱つてきておりますし、余り厳格に処置をするというつもりはございません。そういうふうな態度であるということは、法務局でも市町村の方でも理解を現在でもしてもらつてゐると思ひます。

○林(百)委員 それから、改正国籍法の附則の五条に「出生の時に母が日本国民であつたものは、母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、施行日から三年以内に、法務省令で定めるところにより法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得する」とこの「母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは」というのは、これは必要でないんじゃないですか。「出生の時に母が日本国民であつたものは」とあるのですから、それにさらに加えて、「母が現に日本国民である」とか「死亡の時に日本国民であつたときは」とか、こういう条項は必要ですか。

○批田政府委員 これは一つには、親子国籍同一主義といふか、親子の国籍が同じであつた方がよいではないかという考え方があるわけでございます。今度の父母両系主義を採用するにつきましても、いろいろな考え方があるわけですが、母親と子供とが同じ国籍であるというものが一つの望ましい形なので、そういうふうな状態にすることが両性の平等にも当たるのではないかという考え方が強くあるわけでございます。

そういう面からいいますと、今度の附則の五条の關係でも、その国籍の取得、日本の国籍の取得の時点で、母親が同じく日本の国籍であるということが簡単な届け出によつて日本の国籍を取得する重要な根拠になるというふうに考えるわけでございます。そういう意味で、現時点で、日本の国籍を母親が有しているときということにしたわけでございますが、既に亡くなつてゐる場合に

これはどうしようもありませんので、ですから、亡くなる時点で日本の国籍であつたということにいたしておるわけでございます。

○林(百)委員 もう時間が参りましたので、最後に法務大臣に質問します。

先ほど、私最初に申し上げましたように、重国籍の回避のための措置が実効あるようにするためには、国籍離脱の自由を決めた日本のこの新しい国籍法をやはり国際的に十分認識してもらふ必要があると思ふのです。その努力を重ねなければいかぬと思ふのです。あるいは国連でのしかるべきセッションでそういうことを日本側が新たに提唱するとか、こうなつたということ提唱するとか、この努力が必要だと思ひますが、法務大臣としては、この国際的なトラブルあるいはいろいろの困難を調整するために今後どういう努力をなさるつもりか。

それから外務省も、事は法務省の国籍法の改正ですが、国際的ないろいろな關係があります。兵役の義務だとか、いろいろあります。今後、国連でどういふセッションがあつて、どういふところでどうするかという考えを、あなたにお聞きするのは大変荷が重いかもしれませんが、それを二つ聞いて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○住国務大臣 これはもう御承知のように、国籍を決めるのは血統主義だとか生地主義、この二つの原則によつて大体世界の各国が国籍を決めておると思ふのです。差別撤廃という観点もございすし、国際交流も進んできたというふうなことから、この十数年来の傾向としては父母両系主義を採用する国が非常に多くなつてきてゐる、これも御承知のとおりだと思ひます。そうすると、やはり国籍の競合という問題が非常に大きな問題として意識されてきておる、こういう傾向にあることも御承知のとおりでございまして、現にヨーロッパ諸国等においてもそういう問題をどうするかというところについて各国間でいろいろ相談もしておる、こういうようなことも聞いておるわけでございます。私、世界的にはそういうことを考え

ていく傾向が生まれてきておる、大変いいことだと思つております。そういう意味で、日本としても国際間の調整の問題、こういうことについて積極的な努力をしていかなければならないと考えております。外務省等とも十分連絡をとりまして、そういう方向に向かつて努力したいと思つております。

○池田説明員 私ども外務省も全く同じような考え方でございます。個人は一個のみの国籍を有すべきであるという国籍唯一の原則というのを、いろいろな国際間のこつた原則を実現するための努力の一環として、私どももそれに協力、努力していく、こういうふうに考えております。

○林(百)委員 終わります。

○宮崎委員長 午後一時再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時四十分開議

○宮崎委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。天野等君。

○天野(等)委員 国籍法・戸籍法の改正案についてお尋ねいたします。

最初に国籍法につきまして、これは国民の範囲を定めるという基本的な法律でもございまして、で、国籍法の基本原則であります血統主義、なぜこの血統主義を今度の国籍法の改正でもおとりになつたのか、その点について大臣からの御意見を伺いたいと思ひます。

○住国務大臣 一つは、沿革的なものがあると思ひます。原則としては血統主義と生地主義と二つございまして、まあ大体世界の原則がどういふことと取り上げるかというのを考えてみますと、前世紀から今世紀にかけてはアメリカ大陸のようになどに移民した国あるいはオーストラリアのようなどころ、これは大体生地主義といふこととございまして、その他の旧大陸と申しますか、

そういったところは伝統的に大体血統主義を採用してゐる。日本も旧国籍法以来血統主義、しかも父系をとつておつた、こういうような従来の血統主義を引き継ぎ、そしてまた最近の国際化の状態あるいは特に国連の婦人差別撤廃条約の批准を目前に控えて、それとの調整、こういうことからして、従来のいきさつも考え、血統主義を今度の改正法においても取り入れた、そして父母両系にした、こういうふうなことだと思ひます。

○天野(等)委員 現行の国籍法、それから帝国憲法時代の旧国籍法、いずれも血統主義をとつておりましたし、今回の改正法も血統主義をとつておるといふことは、今大臣のお話にありましたように、日本の国民感情といふことが、そういうものが血統主義、日本人の父、今回の改正で母でございすけれども、日本人の子供は日本人だといふ考え方が一般的な国民感情ではなからうか、あるいはそういうのが法感情ではないか、その辺で私も血統主義を基本的にとられたといふことはわかるのでございす。

その上で、実は大臣の趣旨説明等にもございすけれども、最近の涉外婚姻の増加といふことがこの改正の一つの動機、そういうふうな述べられてゐるように思ふのですけれども、この涉外婚姻の増加といふのが今度の改正でどういふふうなこの法案の中で考えられてゐるのか。どうも私は、涉外婚姻が増加し、いわゆる血統主義が乱れてくる、これに対してむしろそれを純血にしていくという考え方もあるんじゃないかというふうな感じがいたすのでございす。その点についてちょっといかがでございすでしょうか。

○批田政府委員 血統主義の中には純粋な血統主義、要するに父母両方とも自国民であるといふことを要件にするという考え方もあるにあり得ると思ひます。ただ、現在はかなり涉外婚姻がふえておりますけれども、かつてはそれほど多くはなかつたので、それを父系血統主義といふことでやりまして、おおむね純血といふ結果になることが日本人の子供は日本人という結果になることが

多かつたわけでございます。しかし、今度父母両系主義をとります場合には、もちろん純血といひますか父母がともに日本国民であるということからは外れる日本国民がかなり出てくることになりまうけれども、どちらを選ぶのがいいかということになりまうと、過去におきましても若干でも父親だけが日本人というケースもあったわけでございますし、それからまた、国際結婚をいたしました方々にとつての生活実態から考えますと、そういう場合に常に日本国籍を与えないという考えが現実には妥当かどうかということと考えますと、子供の福祉の面ということからいしても、それから母親の子供に対する感情ということからいしてもそれは適当ではないんじゃないだろうかという考え方ができようかと思ひます。

そういう意味で、両性平等の立場から考えた場合に、純粹の血統主義ではなくてどちらかの血統を引いている場合には日本国民とするという方が妥当であるし、または現在の国民感情としてもその方が受け入れられる要素ではないかというところから、純血血統主義ではなくて片親血統主義でいい、しかも、それがどちらの血統を引くものでもいいということにいたしましたわけでございます。

○天野(等)委員 海外婚姻の数がふえてきていくという現状でございますけれども、こういう今の状態をどういうふうにとらえていくのかという問題があるかと思うのです。午前中の太田委員の御質問の中にも、新しい時代なんだから帰化というやうなことをどんどん進めていくべきなんじゃないかという積極的な御意見がありました。私も大変貴重な御意見だと思つて拝聴したのでございますけれども、国際結婚が多くなつてきていく状況をこれから積極的に認めていきながら、そういう国際結婚でぶつかるといふような問題をなるべく当事者の身になりながら法制度というものを考えていかなければならないんじゃないか。

れども、確かに血統主義というやうなことで国民感情があり、同時にまた国際結婚によつて外国人との混血といふことも非常に数多く生まれてくるという状況がある。この中で何を基本に考えていくかという問題がどうしても出てくると思ひます。参考人の御意見の中でも、星野先生から、やはりその場合にいろいろな原則について優先順位を決めながらこの法案を考えていかれたのだというお話がありましたけれども、その中で忘れてならないのは、この国籍法に具体的に該当して人々、国際結婚の当事者の人々、その人たちの気持ちあるいはその人たちの生活の便利さということも我々は考えていかなければいけないんじゃないか。

単に一方的に、国籍だから、国が与えるものだからそれに従ふということだけではなくて、国籍法という法律も国民の具体的な利益を守つていくということになるかと思ひますが、その点で、父母両系主義をとつたということの中に既に二重国籍の発生が非常に強く予定されているものだらう。血統主義で父系主義をとつておいた。そしてこれは必ずしもそのまゝ憲法の男女平等の原則に反するものじゃないというやうな政府の見解がございまして、それも私一理あるかと思ひますが、それは血統主義をとる国が全部父系主義をとつていれば確かに唯一国籍の原則を守ることができし、そのためには父系単系主義というやうなものが妥当なものなんだという考えもある程度わからないわけではないのですが、世界各国の状況が父母両系主義、少なくとも血統主義をとる以上父母両系主義という形になつてきたというところは、やはり唯一国籍の原則というものがあつた程度認められて考えられてきているんじゃないだろうか。その状況が今度の法制度の中にあらわれてきているんじゃないだろうか。

そこで日本の国籍法が両系主義をとりながら厳格に唯一国籍主義をとらうとしていくというやうなことを今度の国籍法改正で私は感じるのございまして。国籍法の世界の潮流が生地主義であつた

りあるいは両系主義であつたりというやうな形で唯一国籍主義がある程度認められてきているという状況があると思ひますが、この点についていかがでございましょうか。

○批田政府委員 確かに父系血統主義をとりまうのは国籍唯一の原則を維持するための一つの方策としてとられておるという面があるわけでございます。それを父母両系血統主義を採用することによりまして二重国籍が生ずるということをもう前提とするということにはなりません。したがいまして、今度の改正法につきましてもいろいろな面からいへば考え方が出ておるわけでございます。しかし、父母両系主義をとりまう場合には、国籍唯一の原則を全く無視していいかということになりますと、これはまた問題でございます。したがいまして、その調和をどうこの点に求めるかということが大事なことになるかと思ひます。

今度の改正法案におきましても、原則は父母両系主義をとりまして、その次に国籍唯一の原則を置いて、そしてできるだけ国籍唯一の原則が貫徹されるやうに、しかもそんなに無理がないところでどう調和できるかといふことを考えておる次第でございまして、従来の形からいいますと各所でそのやうな考え方が出ておるわけでございます。帰化の場合におきましても、国籍唯一の原則を常に絶対にとつたということは今度若干緩めることにいたしました。そればかりではございませんで、準正の場合におきましても、それから附則の経過措置の関係におきましても重国籍になるというところを容認するやうな規定にしておるわけでございます。

そして、最終的には成人に達してから二年の間に国籍の選択をしていただいて唯一の状態にしたいだこつという線は打ち出してありますけれども、中間試案で発表したやうな、もし催告を受け一定期間内に外国の国籍を離脱するということをやらぬ場合には日本の国籍を失つてしまふというやうな措置はとらない。したがつて、選択の宣言をした方については外国の国籍を離脱する

やうに努めてもらいたいという訓示規定を置いてそういう御努力を願う。そして最終的には、どうしても両立したいやうな状態になつたときには日本の国籍の喪失宣告の道を残しておくという程度にとどめておるわけでございまして、何が何でも一つのものにしてしまふということではなくて、御本人の意思をも尊重しながら、なるべく国籍唯一の原則が全うできるやうな具体的な方策を選んで法案にまとめたというつもりであります。

○天野(等)委員 私は今度の国籍法、戸籍法の改正を通して一つ心配なところは、二重国籍者というものは完全な日本人でございまして、日本国民でございまして。しかし、日本国民の中で二重国籍という一種特殊な日本人といふふうに見られてしまふのじゃないだろうか。やはりそのことは厳に避けていかなければいけないことなんじゃないだろうかという気がするのであります。それは父母両系主義をとつた以上二重国籍の発生自体はこれは否定しようがないことでございまして、また、今度の法改正のねらいでもありますし、やはり動機でもあります国際結婚の増加ということも、これからの日本にとつてそれを減らさなければならぬといふやうな理由は全くないのだからと私は思ひます。これから日本人が国際的な活躍をしていくときに、やはり国際結婚といふものもどんどんふえていくだろうし、その状況を私たちはむしろプラスの面として考えていかなければいけないんじゃないだろうか。

そういう中で、私も、どうも二重国籍者というやうな特殊なカテゴリーがこの国籍法、戸籍法の改正の中でできやしないかという危惧を持つてございまして、具体的な細かい点はまた後でお尋ねしますが、そういう観点から一つやはり心配なのは選択制度、この選択をするまでの期間、二重国籍の問題、それについて、例えば選択について催告制度がありますね。そうしますと、その催告をするための準備段階といふものが、そのためにやはり戸籍上の処理としても何らかの二重国籍者の名簿といふやうなものこれは現実につくられて

いかなるを得ないのじゃなからうかという気がするのです。

これは、そのことがいろいろの実務の取り扱いやあるいは地域による風俗、習慣等の中で、あの人には二重国籍者なんだというふうな言われ方がされないようにやはり我々は考えていかなければならないと思うのですが、この制度全体を見まして、政府の案の中に、日本人でありながら二重国籍を持つてゐる者について別な扱いをしていくということがどうしても強く出てきているような感じがします。そういふ点でこれが差別にならないような、特に催告というふうな制度の中で、まだまだ地方によつてはいろいろな差別の風習があるところが多いわけでございますが、具体的に催告等について各市町村の戸籍係というふうなものに任せてしまわれるおつもりなのか、あるいは法務局がこれを担当されるお考えなのか、ちょっと細かいところですが、その点についてお尋ねしたい。

○批田田政府委員 原則的には、市町村の方で戸籍の記載等から重国籍であるということがわかった場合に法務局の方に通知していただくということにいたしております。

ただ、実際問題といたしますと、市町村と法務局との間は戸籍事務の取り扱いにつきまして常に密接な連絡をとりながらやっておりますわけでございます。そういう状況の中で疑問点があるとかいふような場合には法務局も実際に相談に乗りながらやっていくという実態にはなるかと思ひますが、基本的には市町村の方で戸籍の記載その他の上から二重国籍で選択の宣言をすべき期限内に選択の宣言をしないという者についての通知をするということになるわけでございます。

○天野(等)委員 やはり催告というふうなことを考えれば、二重国籍者の名簿というふうなものが作成されてくるように思ふのですけれども、この点についてはいかがですか。

○批田田政府委員 先ほど米重国籍者につきまして催告の制度をとるといふことがいわば二重国籍

者という一つのグループをつくつて差別の対象になるのではなからうかというふうなお話でございしますが、実はそういう二重国籍者について差別的なことをいふと、そういう目で見るといふのは社会の中で全くあり得ないことではないかとも思ひます。ただ、それは催告をするとか選択の宣言をするとかという点ではなく、二重国籍であるということ自体だろと思ひます。したがひまして、法律的二重国籍であるかどうかということも加わるでございまして、例えば混血児で顔とか髪とかから、そういう場合にはそういうことで子供同士でいじめられるというふうなこともあるようなことも聞いておりますが、それはひとつ改めていかなければならないことだらうとは思ひます。しかしながら、一方、そういうような考え方といふますか、受け取り方をする方も日本の社会の中に全くないとも言い切れません。また、二重国籍者の方々もその点について不安をお持ちであるかと思ひます。

そういうことも考慮いたしまして、いわば市町村なり日本政府なりが二重国籍者の管理をするというふうなことは私どもは避けなければいけないという考え方を持っております。したがひまして、ただいまお話しのような市町村あるいは法務局において二重国籍者名簿というものをかちつておくというところは避けた方がいだらうという考え方をございします。したがひまして、そういう名簿でもつくりなさいと、厳密に言えば若干漏れが出てくるというおそれもくはないのかもしれませんが、そこはひとつ犠牲にしてでも二重国籍者名簿というものはつくることは避けたいというのが私どもの考え方でございます。したがひまして、あとは戸籍の記載等からの手がかりで催告にのせていきたいというところでございします。

○天野(等)委員 私も今の点についてはぜひとも御配慮いただきたいというふうに考えます。

それから、国籍法改正案の三条「準正による国籍の取得」のところですが、この準正によ

る国籍の取得で、認知をした父または母が出生のときに日本国民であつた場合、さらに届け出の現在日本国民であるときという両方の要件を要求しておりますけれども、これはどうしても両方の要件が必要なのではしょうか。

○批田田政府委員 これはいわば血統主義の補完の規定でございますので、出生のときに認知をした者が日本人であつたというときは、これは当然だろと思ひます。それが届け出をするときまでといふますか、引き続きであることは要件にしておりませんけれども、その届け出のときに日本国民であるといふことを必要にするといふのは、これは大体血統主義の考え方、また、今度父母両系血統主義にしました理由の一つといひまして、親子が同じ国籍であるといふことが、親の側からとつてみて子供の側からとつてみても生活実態として大事なことなんだというふうなことが一つあるわけでございします。

したがひまして、届け出の時点でそういう関係があるといふことが一つ必要だろというところ。それからもう一つは、生活実態といたしまして、その時点におきまして、認知する場合には父親がほとんどだと思ひますけれども、父親が日本国籍を持つていない、また同時に母親も持つていないという事案になるわけでありますから、両方とも日本の国籍を持つていないという生活実態があるわけでありまして、しかもこれは未成年を前提にしておりまして、そういう場合には当然に日本国籍を取得させてもいいという実態にはならないのではないかと、そういうことから、届け出時点においても認知をした者が日本国籍を有しておるということがこの制度を考へるとき基礎になるべきものだといふふうに考へております。

○天野(等)委員 ただ親子が同一国籍であることが望ましいといふことが、これからの国際社会の中で親子関係あるいは夫婦関係というふうなときにそう強く要求される原則ではないのではないかと感じも私はするわけです。ただ、この場合、一つは準正によつて国籍が取得されるという

形でもつて、これは実際にこういう状況の人たちにとつては大変な朗報だろと思ひます。また、今局長がおっしゃいましたように、現実には父親が日本国民でない、母親ももちろん日本国民でないという場合で、子供だけが日本国籍の国籍を取得するというようなことについてなかなか考えにくいのだといふことは私もわかりますが、ただ考え方として、親子が同一国籍でなければならぬのだといふ考え方については、そこはそう大事な原則ではないのではないかと、こゝろに考へるわけですが、この点は本当に私の意見でございします。

次に、第五号の一項五号の問題です。それと二項の問題がかわつてくるわけでございしますけれども、帰化の問題です。帰化をするためには、無国籍であるかあるいは日本国籍の取得によつて国籍を失わなければならないというのが一つの条件であります。それにもかかわらず、この二項について、二項を適用しなければならぬという国籍を、現国籍といふますか外国籍を外したいのだけれども外すことができないというふうなことになるという国といふのはかなりあるものでございします。

○批田田政府委員 これは各外国の国籍法で規定がいろいろございしますけれども、他国に帰化をいたしますと当然に喪失をするという国もかなりございしますけれども、それにしまして、未成年の場合にはだめだといふようなところがブラジルとかインドとかベルギーにございしますし、それから帰化後でなければ離脱できないといふのがニュージーランド等がございします。そういうふうなこと、各法制によつてニュアンスがいろいろ違ひますけれども、帰化前に離脱の手続をとるか、あるいは当然に帰化によつて喪失するとかいふふうな国ばかりではないわけでございします。

○天野(等)委員 そういう場合に、五号の二項によりまして、「日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるとき」といふような紋りがかけられてゐるわけでございしますけれども、外国人が真摯に日本の国籍を取得したい、し

かし実際に外国の事情によつてこれは外れないのだ、離脱できないのだという場合には、特に親族関係とかそういう身分的な関係を考へなければならぬのかどうか、私としてはこの辺の条件というものは外れてもいいのではなからうかという感じが持つのですが、いかがですか。

○批田政府委員 五条の五号の要件は、もちろん国籍唯一の原則を貫きたいというところから出ているわけでございます。その二項は特別になるわけでございます。したがって、国籍唯一の原則を外すに足るだけの理由がある場合に限り、必要があるということになります。一つには、事前に離脱ができるというのならそれはやっていたかなければならぬだろうということがあつたわけでございます。それができないということになります。これは重国籍が生ずるということをや意味するわけです。

その場合に、各国の法制もいろいろございすけれども、兵役の関係その他で自国民として強く掌握しておきたいという考え方の強い国が当然喪失とか事前離脱とかいうことを認めない国ということになります。したがって、そういう国につきまして無条件に二重国籍をその場合に認めるということになりますと、いわば二重国籍の弊害といふことが、問題点がかなり強いケースが多いといふことが言えるわけでございます。したがって、そういうふうなことを打ち破つてもなおかつ二重国籍のままで日本国籍を取得させた方がよいという場合に限つて、二重国籍のままで帰化を認めてもいいということにならうかと思ひます。そういうことから考えますと、どういふことがいふことと、例えば日本人の子供である、生活実態がもう日本に住んでいてとかで日本人の子供としてずっと生活しているとかという生活実態があれば、重国籍になつてもこれはまあやむを得ないという評価ができるのではないかと。それからもう一つは境遇のことでございすけれども、これは難民等を考へておるわけござい

まして、ある国の国籍は持っている、しかしその国から流れ出ていて、そうしていわばその国の支配から脱したいと思つて、したがって、その国に帰属するということはもう本人としては考へていない、したがってまた同時に、その人たちにとつて離脱の手続をさせるということが大変酷であるといふような実態の場合には、これは重国籍のままで帰化を認めてもいいではないか、そういう条件があるときに認めたいという考え方でございす。

○天野(等)委員 今度は同じ帰化の問題で八条の關係なんですけれども、八条の簡易帰化といふんです。その關係で前々から何度も出てまいりますけれども、簡易帰化でも五条一項三號の素行善良といふことだけは落とさないといふことがございす。ほかに条件、生計要件その他については落とさなければ、素行善良といふ要件だけは落とさない。それについて落とすといふのではないのかといふ考え方もあるのだと思ふのです。特に簡易帰化を認める場合は特別な關係があるわけですから、その場合にこの素行要件といふようなものがどうしても必要なものでしょうか。その点についてちよつと。

○批田政府委員 いろいろな考え方はあろうかとは思ひますけれども、私どもは、日本人になるといふことは日本人との運命共同体の中に入つてくる方については、素行が悪くてというような方を積極的に入れるというのはどうかという考え方を持っております。

議論といつたしましては、素行要件を全く外したかどうかといふふうな意見は余り聞かないわけですが、素行要件について弾力的に考へていいんじやないか、前科があるとか、あるいはかつて交通違反があるとかいふようなことで形式的にやるのはよくないのか、かつて刑務所に入つていた人であつても現時点において社会復帰していればいいといふ扱いにしろとかいふふうな御意見はありますけれども、素行要件を全く外したらどうかという御意見は私どもは余り聞いておらないところで

ございすし、やはり日本の社会の中で日本人として入つてこられるためには、少なくとも普通の日本人並みの素行といふことが、善良な方であつてほしいといふことは一つの条件にしておきたいと思ひます。

○天野(等)委員 一般的に帰化の場合に、素行要件を入れるといふのはわかるのです。それはある程度当然だと私も思ひます。ただ、第八條の要件を見ますと、最初が「日本国民の子で日本に住所を有するもの」、その次が「日本国民の養子で引き継ぎ一年以上日本に住所を有し、かつ、縁組の時本國法により未成年であつたもの」、それから「日本國籍を失つた者で日本に住所を有するもの」といふように、本来日本人として認められていゝような状況にあつた者で、それが法のいろいろな關係で日本國籍を持ち得なかつた、あるいは持たなかつたといふようなことで来た人たちだと思ふのです。そういう人たちについて——日本人でたとへ前科があつてもそれで日本國籍を失うといふことではないわけですから、日本國籍を取得するといふところにこれだけ縛りをかけた人たちに對して、さらに普通の日本人以上の素行要件といふようなものをつける必要があるかどうか。こういう人たちについて言へば、もしあるとすれば、確かに日本政府に對する反逆とかなんとかといふ問題は考へるとしまして、一般の日本人としてそれでいいんじやなからうか、この辺も一つの庶民感情じやないかと私思ひます。何度も話は聞いていますけれども、ひとつ帰化の實際に當つたての素行要件の審査といふようなことでの配慮はぜひお願いをしたいと考へております。

それから八條四號の問題ですが、この四號では沖繩無国籍児の問題は一応これで解決するのかもしれないのですが、有国籍児の場合はこの八條でカバーできるのですかね、この点。

○批田政府委員 八條の四號の規定は、各國の國籍法の抵触といふことが、消極的抵触にならうかと思ひますが、そういうことで日本で生まれたけれどもこの國の國籍も取得しないという子供

さんを、これは何か國籍を与えなければいけない、それがいろいろな児童憲章などにもそういう精神がうたわれておりますけれども、そういう面から考へているものでございまして、國籍を有している場合に、その穴を埋めるといふことではございせんので、どこかの國籍を持つておられる方は通常の帰化のことになるわけでございます。

○天野(等)委員 沖繩の問題は、また別途御質問することになると思ひますけれども、沖繩の問題で一点ちよつと確かめておきたいのですが、いわゆる無国籍児に對して日本の國籍を与えるといふ問題だけではないで、現実にアメリカ國籍あるいはフィリピン國籍とかいろいろ國籍を持ちながら、しかし現実に沖繩を離れたことなしに沖繩で生活実態を持つていてといふ人たちの問題がかなり大きな問題としてあるんだと思ふのです。その人たちについて言ひますと、この八條の一号で救へることになるのでしょうか。

○批田政府委員 八條の一号は「日本國民の子で日本に住所を有するもの」といふことでございすので、今度母系主義もあわせて採用することになりましたので、それは附則の五條の關係で救われる方は、そちらの方でいけば帰化の手続を要しないわけでございます。なお、成人に達しておるといふような方につきましては、これは日本國民の子で日本に住所を有しますから、この八條の簡易帰化によるということになるわけでございます。

○天野(等)委員 六條の一号の「日本國民であつた者の子」、これとの違いの問題なんですけれども、これは母の死亡は、この「日本國民であつた者」といふことにはならないわけでしょうね。

○批田政府委員 死亡の時点で日本國民であつた方は、日本國民であつたといふことには扱われないことになつてゐます。結局、日本國民の子といふこととございす。

○天野(等)委員 そうしますと、六條の一号で對象になつてくるというのは、母親がアメリカ國籍を持つてしまつた、そういうような場合といふこ

とになりますか。沖縄の有国籍児といいますが、日本国籍を持ちたいと思っているんですが、沖縄で生まれ、ずっと育ってきた、それで母親が婚姻後にアメリカ国籍を取得してしまつた場合には、この六条の一号ということになるのでしょうか。

○批田政府委員 そのとおりでございます。

○天野(等)委員 この辺で沖縄の実態の問題なんです、アメリカ人の軍人軍属の方との婚姻によつてアメリカ国籍を取得された日本人女性というの、かなり多いのじゃないか。その後、事実上あるいは法律上婚姻を解消してしまつて、そして子供は日本国籍を持たないというような場合に六条一号に当たると私は思うのですけれども、この場合にはいづゆる簡易帰化という形にはならない。要件としては「引き続き五年以上」というのが「引き続き三年以上」という形に変わるだけで、それ以外の要件はやはりかなり厳しい要件があると思うのです。そうなりますと、この附則の五条の關係で、未成年者については届け出で日本国籍を取得できる、しかし成年に達した者については簡易帰化という手続があるのだからそれでやってもええというふうなお話もございました。確かに無国籍の者についてはそれで済むし、それから現に母親が日本国籍を持っているという場合にもそれで済むかと思うのですが、実態は母親が日本国籍を離れているということがかなりあるのじゃないだろうか。そうなつてくると、やはりこの人たちに簡易帰化という制度で日本国籍を取得させるというところはなかなか難しいのじゃないだろうかという気がするのでございますが、この点いかがでしょうか。

○批田政府委員 今のケースの場合にも、母親が日本国民であつたということはあるわけでございますから、簡易帰化にはなるわけでございます。ただ、その簡易の程度が先ほどのお話とは少し違ふところがあるわけでございます。それは、その母親が一たん外国の国籍も取得しまして、外国人と結婚した上でその外国の国籍も取得して生まれたという子供さんでございますので、

そうでない方とはやはりおのずから差は出てくるかと思ひます。そういう意味で、どちらかの範疇に入れるとすればやはり中間の簡易帰化の方にかなり日本の方に結びつきが強いというふうなことがあれば、これは全体として評価することになりまして、実質的にはそうではないことにならうかと思ひます。ただ、母親がアメリカに国籍があるということになりますと、生活実態があるいはアメリカの方に引つ張られていゝというところも考えられるわけでございますので、若干ケース・バイ・ケースの場面があるかと思ひます。

○天野(等)委員 抽象的な議論をしていますと確かにそうだと思うのですが、沖縄の婦人がアメリカ国籍を取得したことの結果と私に思ふのは、やはり日本のあの戦争の結果だと私は思ふのです。そのことが非常に大きな傷を与えていゝわけですし、これの処理というところ——処理というのはい言葉じゃないかもしませんが、そういうことも今度の国籍法の改正に当たつてやはり我々は考へていかなければならぬのじゃないか。これが仮に附則で救へない、附則をこのまゝにしておくとしまして、行政的な扱いとして、民事局長の通達なり何なり、ある程度権威のある扱いとして沖縄の問題について取り扱つていくつもりがあるか、またそういうことができるかどうか、その点について。

○批田政府委員 法律の上では、法律上の国民とか国籍とかいふことを前提にして規定がなされておるわけでございますけれども、血統主義をとつておるというところは、やはりその血統を重んずるという思想が法律の背後にあると思ふのです。そういう意味で、法律上の国籍のはかに実質上の血統といふことも、實際上の帰化の処理をする実務の上では一つの考慮すべき要素としては従来から考へてきております。そういうような事柄は今後もなお十分に考へて、いわば総合的な判断の上に立つて妥当な結論を導き出すようにいたしたいと思ひますし、そういうことは今度の国籍法

改正の際にも、法務局の方にもいろいろ伝えなければならぬこともございまして、その際、あわせて伝えるようにしたいと思ひます。

○天野(等)委員 例へば民事局長通達というように形で処理することも考へている、そういうことでございまして。

○批田政府委員 形式はどのようにするかということまで考へていゝわけではございませんけれども、十分に周知できるように形で伝えるようにいたしたいと思ひます。

○天野(等)委員 くだいようですけれども、沖縄の問題については、やはり血統主義といふことが、あるいは、その当事者が日本の国籍を持ち得なかつた事情を十分考慮するといふことで、ぜひとも行政的な手当てをしていただきたいと思ひます。

次に、国籍の喪失の問題でございます。

十一條の一項と二項の問題で、この一項と二項の違いといふのはどういふことなんでしょうか。

「自己の志望によつて外国の国籍を取得したとき」といふのが一項で、二項の方は「外国の法令によりその国の国籍を選択したとき」といふことなんでしょうが、この違いはどういふことになるのでしょうか。

○批田政府委員 十一條の一項の方は、自己の志望によりまして外国の国籍を新たに取得する場合でございます。したがつて、多くの場合は外国に帰化する場合でございます。この場合には日本の国籍を失う。要するに、積極的に外国の国籍が欲しいといふことでその当該外国から承認されたわけでございますので、したがつて日本の国籍は形骸化するもので、当然失うといふのが一項でございます。

二項の場合は、重国籍を有しているといふことが前提でございます。その場合に、我が国の選択制度と同じような制度が当該外国にある、その外国におきまして選択の意思表示をするといふことになりまして、そつちの国の方を選択するといふことでございまして、したがつてそのときに

は日本の国籍を失うことにしたらどうだろうか、こゝういふことでございまして。

なお、一項と二項が關係するといひますか、ダブルのわけではありませんが、関連するものは、重国籍者が、その重国籍でない第三国の方に志望によつて国籍を取得すれば、これは一項で日本の国籍を喪失することになるわけでございます。

○天野(等)委員 この十一條二項と同じような規定が外国にあるのかどうか。この十一條の二項によりまして、結局、日本と同じように国籍選択制度があつて、そちらで選択をしたときといふことになりまして、それで、そういう制度がある外国もあるかもしれないけれども、逆に日本で国籍を選択したとき外国の国籍が自動的に失われるといふような法制をとつていゝ国はありますでしょうか。

○批田政府委員 フィリピンとかインドネシア、パキスタンなどにその例があると聞いております。

○天野(等)委員 このいただきました資料に載つております大韓民国の国籍法の十二條の四号の「自己の志望によつて外国の国籍を取得した者」といふ点について、これは今度の新しい国籍法で日本国籍を選択した場合が含まれると考えられますので、含まれないと考へられますか。

○批田政府委員 私どもは、この条文からいいたしまして、日本の国籍を選択した場合でありましたも韓国の国籍は失われないといふふうに解せられますし、なお、韓国側にそういう場合についての意見を聞きまして、それはこれには該当しないといふふうに回答を得ております。

○天野(等)委員 同じ大韓民国の国籍法の十二條の第七項でございまして七号でございまして「外国人で大韓民国の国籍を取得した者が六月経過してもその外国の国籍を喪失しないとき」といふのがありますが、日本の場合の選択権を行使して日本国籍を選択した場合と行使をしない場合とで、これに該当することがございましてしょうか。

○批田政府委員 七号は、今のような選択権を行使したかしないかには全く関係がないのではないかと思います。むしろ問題といたしますと、出生によって、父親が韓国人で母親が日本人だという間に生まれた子供につきましては重国籍が生じます。そうしますと、六カ月の間に外国の国籍、韓国から見れば日本の国籍を喪失しなければ云々ということに当たりはしないかという疑問がむしろこの条文からは出てくるわけでございます。その場合でも、既に生まれた瞬間に両方の国籍を取得するわけでございますから、この条文の「外国人で」ということには当たらないというふうに考えられますし、韓国側でもそれは当たらないというふうに聞いております。選択の関係はこの条文には余り関係がないように考えております。

○天野(等)委員 似たような問題かと思ひますが、少し違う観点で、外国の法制によつては婚姻によつて外国の国籍を取得するといふような法制度をとつておるところもあるわけでございまして、この場合に、二重国籍になつてしまつて、日本の国籍を選択すると外国の国籍を失うというやうな法制度になつてゐるところというのがございまして、どうでしょうか。

○批田政府委員 日本の女性が外国人の男性と結婚した場合に、外国人の方の国の国籍法によつて妻である日本女性に対して自国の国籍を与えるというやうな法制をとつてゐる国は幾つかございまして、ただ、そういう国が同時に、先ほどのお話しございましたやうな選択制度及びその宣言によつて外国の方に、具体的に言えば日本の国に対して第十四条、第十五条の規定によつて選択の宣言をした場合に当然失うということが両方かみ合つてゐる国というのが、まだ十分調査しておりませんけれども、目下のところないのではないかと思います。

○天野(等)委員 参考人の質問のときに、何かギリシャでしたか、そういうようなお話がちょっとあつたのですが、その点はどうなつてゐるか、おわかりですか。

○批田政府委員 ギリシャは、自国民の妻になつた外国人についてはギリシャ国籍を与えるという制度になつておりますが、選択の宣言を他国の方にしたという場合にギリシャ国籍を失わせるというやうな制度になつてゐないよう承知しております。

○天野(等)委員 日本における国籍選択の結果を二重国籍の当該外国に、国籍を放棄する旨の宣言も含まれるわけですが、放棄する旨をその外国に通報するものなんでしょうか、その点について。

○批田政府委員 当然に通報することにはなりませんし、私どもも当然に通報するといふつもりもございません。

ただ、国によりましては、我が国と同じやうな法制をとつて、そしてお互いに通報し合つて国籍関係をきちんと明確に把握するようにしたいというやうな希望を持つことも十分あり得るわけでございまして、そういう場合には二重国籍あるいは多国籍でそのような協定などを結んで実施をするということは将来起こり得ようかと思ひます。

○天野(等)委員 現在、そういうやうな通報をしようというやうなことはないのでございまして、か、例へば帰化というやうな問題なんかも含めて、どうなんですか。

○批田政府委員 現在、帰化の関係につきましては、西ドイツともそういう協定で相互に通報し合つておりますし、アメリカともやつております。

○天野(等)委員 そこで、第十四条の国籍選択の問題でございすけれども、この国籍の選択というのは第十四条の二項によりまして、「日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言」といふやうになつておりますね。それで、この辺のところがいわゆる重国籍の人たちにとつていろいろ心理的な、あるいは実生活上の障害と感じられるんじゃないか。日本の国籍を選択するといふことについてだつたら、日本の国籍を持つといふ方が日本国籍を選択する、これは当然のこと

だし、これについてとかく言うことはないと思ふのですが、同時にこれが外国の国籍を放棄するといふことの宣言だといふ点でいろいろな圧迫感といひますか、そういうやうなものもあるかと思ふのです。ただ、これについては、外国籍を放棄する旨の宣言をしたからといって、このことによつて当該外国の国籍が直ちになくなるというやうな種類のものではございませんね。

○批田政府委員 選択といふことは、二つなら二つあるもののうち一つをとつて一つはとらないといふことをもともと意味する言葉でございまして、したがって、日本の国籍の方をとつて外国の国籍の方は自分としてはとらないのだということがその内容になることはそこには明らかにおおるわけでございますが、そういう宣言をしたからといって、それを他国の方でどう受けとめるかといふことは、その他国の国籍法で考えるべき事柄でございまして。

したがって、多くの国ではまだそういうものを特段の扱いをしてゐるところはございませんけれども、先ほどもちょっと話に出ましたやうに、我が国と同じやうな法制度をとつてゐる国においては、他国の方を選択したという場合には自分の方の国籍を失うという法制の国はあります。そういうところではもちろん効果がでてまいりました。逆に日本の方は、先ほど出てまいりました条文にあるとおり、同じやうな制度が外国にあつて、そちらの国の方を選択して日本国籍を放棄するといふ内容のものをすれば日本の国籍は喪失するといふ規定を設けておるわけでございまして。

○天野(等)委員 この第十四条の規定と第十五条の規定を考へてみますと、結局、国籍の選択によつて二重国籍を解消しよう、回避しようといふことだと思ひますけれども、それが具体的に効力を持つてくるのは第十五条の催告によつて日本国籍を失わせる、そういう場合だけのやうな気がするのです。普通日本国籍を選択するといふ宣言をしましても、そのことによつては外国籍について直接の関係がない、幾つかの国で今そういうものがと

られてゐるとしまして、ただ、これもその国との通報制度なり何なりといふものがない限り相手方の国籍を失わないのだらうと思ひます。そう考えますと、私、この国籍の選択制度がほかの国で広く用いらればともかくとしまして、現状においてはそう二重国籍を解消させていくあれにはなつてこないのじゃないかという気がするのです。いかがでございましてか。

○批田政府委員 先ほどお話しございましたやうに、選択制度といふのは、法律的にぎりぎり詰めてまいりますと、法務大臣の催告によつてなお何の応答もしない者について喪失させるということに帰着するわけでございまして、なお努力規定としての十六条一項の規定もございまして、全くそれだけのものであると思ひます。したがって、選択の宣言の制度といふのがヨーロッパ理事会の閣僚評議会におきまして決議をしてゐるところでございまして、それになかなかよむたいといふことで、イタリア以外の国はまだ具体的に採用してゐるところはないやうでございまして、そのほかアジアの国におきましてもございまして、それから今度も日本がどういふやうな法制をとるということになりまして、これがまた一つ世界に参考になるということもあらうかと思ひわけでございまして。

したがって、究極のところは各国が足並みをそろえるやうなことがありまさんと国籍の抵触問題というのには完全にはならないといふ性質を持つておりますけれども、私どもは、この選択の制度によりまして先ほどお話ししました催告の部分だけにしましても、それなりの解消策としてはかなりのものが出てくるのではないかとはいふに期待いたしております。

○天野(等)委員 ヨーロッパ理事会でこの選択といふことが言われてもなかなか各国が足並みがそろわないといふのは、結局のところ重国籍になつたときに自分の国の国民に対して自分の国の国籍を失わせていくやうな制度をつくらない限り、結局、重国籍というのになつていかない。しか

し、このことについてはどの国にとっても、私、推測でございすけれども、かなりの抵抗が感じられるのではなからうかという気がするのです。日本はその点では見事に先を行つたのかも知れませんが、日本の場合にむしろヨーロッパ各国に比べれば重国籍者が圧倒的に少ないと思ふのです。また国際結婚等も圧倒的に少ない。そういう中で比較的血統主義がずっと来た。そういう関係の中で考えていますので日本でも得たものかもしれないのですが、実際問題ヨーロッパの中でこういう原則に沿った法制がつけられていくというのとはなかなか難しいのではないかと気がするのです。

それはそれとして、実は日本にとっても必ずしもいゆる血統主義だけで国籍の決定が来たわけじゃないのではないかと。それは旧国籍法あるいは現行国籍法、その中で法の規定では表には何もあらわれてこないわけですが、非常に多数の日本国籍を持った人が生まれ、また、その人たちが日本国籍を失つていったという歴史的な経過があったと思ふのです。それは一番大きいのは朝鮮半島との関係だと思ふ。日韓の併合条約あるいはサンフランシスコの平和条約、そういうようなことによつて日本国籍を持たれたりあるいはそれを失われたりという形で出入りした、そういう方々があるわけですが、そういう点についての国籍法全体としての配慮といひますか、そういうものが日本の国籍法を見ていて非常に乏しいように感じるのは、外国の国籍法ですと、いろいろな領土の割譲だの譲渡だのというような事柄と国籍、その土地の住民の国籍の取得という関係が随分あちこちに出てくる。日本もそういう関係がなかったわけではないわけですが、けれども、国籍法の表面には全くあらわれてこないという関係だと思ふ。

この点について、実は附則の問題でございすけれども、附則の五条で、二十年、未成年という制限を取り去つた場合に、サンフランシスコ条約で日本国籍を喪失したといひますか、そういう人

たちについても、そういう人たちの子供ということになります。についてもこの国籍法が適用されるというふうな状況が出てまいりますでしようか。

○批田政府委員 昭和二十七年四月の平和条約発効までの朝鮮の方、台湾の方については、その時点で日本国籍があった、その時点で日本国民であったというところは最高裁の大法院の判例でも固まつていてございすし、また法律の上でもそのようなことを前提にした法律も規定されておるでございす。したがうして、もし経過措置を二十年で切るのはなくて平和条約発効の日まで、例えば新憲法制定の日までかのはるということになりますと、その間に生まれた朝鮮籍あるいは台湾籍の方の子供さんは、少なくとも五条の一つの要件を満たすことになる、それは先ほど中村委員の御質問にも答えたところとございす。この方々の中で現時点で日本国籍を持っておられる方、要するに母親が現時点で日本国籍を持っておられる方々がどのくらいおるかというところはわかりませんが、平和条約発効後十数万人の方が帰化しておられまして、その大半の方が朝鮮あるいは台湾の関係の方でございす。したがうして、その中には平和条約発効によつて日本国籍を失つた方がかなりございすと思ふ。そういう関係で、その子供さんが附則五条の国籍取得の意思表示がでけるといふことになる可能性がございす。そういうふうな方々を単純な意思表示で入れることが適当であるかどうかという問題がございす。

またもう一つ、そのような観点で物を考えますと、実は附則五条は母系主義を新たに取り入れるということによつて考えられた制度でございすけれども、ところが、それでは昭和二十七年までに朝鮮籍あるいは台湾籍の男の子供さんについてはどうなるんだという問題がまた同時に出てくるわけでありまして、その関係を母系だけでやるというのはこれまた平等の問題としてどうかというふうなことが議論の余地になるわけとございす。

す。そうしますと、これは大変な人数の方々が対象になりますし、その間ともかく三十年以上たつてゐるでございすので、国籍をそういう意思表示だけで取得させるということが国籍法の立場から考えていいことであるかどうかということも根本的に問ひ直されなければならぬことにもなりかねない、そういう大きな問題を引き起こすことになるだらうと考えられるでございす。

○天野(等)委員 私は、台湾国籍あるいは朝鮮国籍の方々が日本国籍を取得したことがあるというの、いわゆる血統主義によつたものではなくて、主義でいけば生地主義なんですね。その原則が適用されて、完全な生地主義とは違ふと思ひますけれども、生地主義的な考え方がある。それが今も在日韓国人、朝鮮人あるいは中国人というふうな形の問題として残つておるんじゃないだらうかという気が私にはするのです。

確かに、戦争の処理の問題としては、沖縄の問題、非常に大きな問題でございすけれども、国籍の問題としてしましても、この朝鮮、韓国の国籍と日本の国籍をどう考えるのか。今までのように単純に日本の血統だけでいくんだということでは済ませていくものなのかどうか。

実際問題として、生地主義的な考え方をとつたことによる問題が永住許可というふうな形で出てきておるんじゃないだらうかと思ふわけですが、これを永住許可というふうな形で処理したのも一つの行政的な処理の方法ではあつたかと思ひますけれども、今外人登録法等でも、韓国籍の方、朝鮮籍の方が、自分たちはずっと日本にいて日本人と同じように日本の国の中で生活をしてきて、それでなぜ外国人として登録をさせられ、しかも指紋まで要求されて、職業を変えればこれまた報告をしなければならぬというふうな、非常に厳しい登録法の要件を満たしていかなければならぬという扱いを受けなければならぬのかという問題があると思ひます。

それは一つは、国籍法について日本が条文の上では非常にきれいな血統主義をとつておる。それ

だけに、実際問題として生じた生地主義的な国籍取得者を何の国籍法上の措置もせずに放置してしまつた、その問題があるんじゃないかと私は思ふのです。そういう点で考えれば、今度の改正の中で附則五条についても少し考える余地も、もう少しきめ細かな考え方も出てくるのではなからうかという気がするのでございす。いかがでございしょうか。

○批田政府委員 確かに、日本の歴史をさかのぼつてみますといろいろな問題がございまして、そのときどきの対応がよかつたか悪かつたかというふうな議論もかなりあるところだと思ひます。しかし、そういうふうなことを今度の国籍法の改正の際にどうとらえ、どう対処するかということになりますと、やはり一つの制度でございすので、ある一定の線で最も筋の通るところで解決するはかばかしいだらう、法律的にはそうだと思ひます。

経過措置の附則五条で二十年さかのぼるということにいたしましたのは、先ほど各委員の御質問に対して答えたところでございすけれども、その線に入らなかつた方については日本の国籍を取得させないというならばこれはかなり決定的な問題だらうと思ひます。しかしながら、そこを漏れて問題ではないかというふうな指摘される方々には、これは簡易帰化で処理をできる方々でございすし、それから今御指摘があつたような事柄については、それなりの事情があるものは帰化の実際上の実務の中で十分に考慮して妥当な解決が図られることとございす。

また、ちょっと話は別でございすけれども、韓国籍、台湾籍であつた方についての処理につきましても、法律的に一律にどうこうするということが非常に難しい問題もございす。したがうして、積極的に日本の国籍を取得したいとおっしゃる方については、私もどうもどういふきさつで日本に住まわれることになつたのかというふうなことは今までも十分考慮の中に入れておるわけとございすので、その点について全く何事もな

かつたというような無視をしているつもりはないところでございます。

○宮崎委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後三時四十分開議

○宮崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。天野等君。

○天野(等)委員 国籍選択の催告の問題で少しお尋ねしておきたいと思うのです。

催告によっても選択がなかった場合に国籍を喪失するということになるわけですが、この場合には当然二重国籍であることが前提の条件だと思ふのです。「外国の国籍を有する日本国民」ということですから、ただ、実際問題として、二重国籍になつておるのか、現にその人が外国籍を取得しているのかどうかということについては、なかなかわかりにくいところもあるのじゃないかというふうに思うのです。この点については、こういう制度が実際に行為されて、外国国籍があると思つて、二重国籍だと思つて日本の国籍を失わせたけれども、しかし、実際に外国籍をその人が持たなかったというふうなことがあるような、そういうことを考えていますか。

○批田田政府委員 二重国籍の場合には、外国の国籍があるかどうかということが問題になるわけでございます。これは世界百数十カ国ございまして、各国の国籍法、またその内容について明確に判断するということは、実際問題としては難しいことがございます。

したがって、実際の処理のやり方といたしますと、市町村長の方からはそういう二重国籍であらうと思われるような徴憑がある者は法務局の方に通知をしていただいて、そして法務局の方ではかなり法律的に調査をするということをしていまして、また、もちろん私も本省の方でも一緒に作業をいたしまして、そして催告をするという

ことにする考えでおります。その中でかなり問題のものは解消できるのではないかと思います。しかし、万が一、二重国籍でないのに催告をしまして、そしてその結果何らの応答がないということとで戸籍を消してしまうということも、それはあつてはならないこととすけれども、万が一にはあるかもしれないと思ひます。そういう場合には、御本人の方からも申し出があれば、もちろん調査をしまして、それがもつともだということになれば戸籍を回復するという措置をとるつもりでおります。それは、もし二重国籍でないのにそれを過って催告をして喪失の手続をしたとしても、それは実体上喪失ということにはなつていないという解釈のもとにそのような措置をとるわけでございます。

○天野(等)委員 そうすると、催告によつて国籍を失わせたという処分ですが、これについては行政不服審査法の適用等は考えておらないのでございますか。あるいは、これはやはり処分として適用があるものでございまいしょうか。

○批田田政府委員 法務大臣が催告いたしました何らの応答がないという場合には、これはそこで行政処分によつて日本の国籍を喪失するというふうには考えておりません。これは法律上の効果として規定をいたしております。したがって、不服審査とかというふうなことにのるものとは考えておりません。

○天野(等)委員 そうしますと、国籍選択について、選択そのものに關しては争う余地はないということになるのでしうか。十六条の方の喪失宣告ですか、これについては何か争う余地があるんですね。そうすると、選択をしないということとで国籍を失わせた者については、法律的には争う余地はないということになりますか。

○批田田政府委員 行政処分の取り消し訴訟というふうな形で争う余地はないと思ひます。

ただ、二重国籍でないのに二重国籍であるという判断のもとに日本の国籍が喪失したものととして戸籍の処理がなされて、日本の政府からは日本国

籍がないものとして扱われているという状態になつて、それが間違ひであるという場合には、これはもちろん国を相手に国籍存在の確認の訴え等で争うことは十分にあり得るわけでございます。

○天野(等)委員 十六条の方の国籍喪失の宣告の場合には、これは喪失宣告というところで処分性を持つものなんですか。

○批田田政府委員 これは処分性を持つものと思ひます。

○天野(等)委員 この十六条の要件ですけれども、「選択の宣言をした日本国民」ということになつていまして、そうすると、まだ選択をしていない者が外国の公務員の職についたというような場合については、それによつて喪失宣告をされるということはないということになりますか。

○批田田政府委員 そのとおりでございます。

○天野(等)委員 そうすると、十八歳で兵役というふうな制度をとつてゐる国もあるかと思ふのですけれども、そういう場合に外国の兵役について、しかし、その時点ではこちらはまだ選択をしていない、それが終わった後に日本国の国籍の選択をするということも、これは当然あり得るということですね。

○批田田政府委員 それはあり得るわけでございます。

なお、徴兵によつていく場合には、もともと十六条の關係にはのらないと思ひます。

○天野(等)委員 ということは、この十六条の二項の場合には、自分の意思で外国の公務員の職につく、そういうことを示しているということとございまいしょうか。

○批田田政府委員 これは選択の宣言というのが日本の国籍の方を選んで、そして外国の国籍の方ではなくすという宣言でございます。要するに自分の意思でそういう公務につくということが宣言の趣旨に反するということになるわけでございます。

で、自分の意思によらないで徴兵というふうなことになるものと、これはもう禁反言といひますか宣言の趣旨に反するということにはならないの

で、この十六条二項の問題にはならないと思ひます。

○天野(等)委員 そうしますと、選択の宣言をした後の問題としても、結局、外国で徴兵を受けるという場合でも日本の国籍を喪失宣告されることはない、そういうふうな考へてよろしうござい

ますね。

○批田田政府委員 そのとおりでございます。

○天野(等)委員 この「公務員の職」ということで前にもほかの委員の方からの質問もござい

ましたが、一応私もそれをお聞きしておこうと思ふのです。ただ何となくはつきりしない規定じゃないかという気がするので、外国の公務員ですとかなかなかわかりにくいのですが、例えば日本の公務員に当てはめての類推ですと一体どの程度の職を考へていらつしやるのか、その辺はお考へがあると思ふのですけれども、ひとつ御意見を聞かせて

いただきたいと思います。

○批田田政府委員 具体的にどこで線を引くかというのとはなかなか難しい問題でございますが、少なくとも現在の日本の公務員で考えますと、行(一)系統といひますか行政職(二)の給料をもらつておられるような方は著しく趣旨に反するということにもならないだらう。それでは行政職(三)の系統の方が全部入るかということになりますと、これは入る可能性が強まりますけれども、その中にもいろいろあるかと思ひますので、一概には申し上げられませんが、外形的に見まして、だれからいへばもうその国の公権力をかなり行使している、強く行使できる立場にあるというふうなことで個別に判断せざるを得ないことではなかろうかと思ひます。

○天野(等)委員 これも行政的な運用の問題ですけれども、基本的に日本国民なわけですから、できる限り日本国の国籍を失わせないようにするといふのも一つの行政の態度じゃないかと私は思ひます。余りしゃくし定規な適用はやはり避けていただかなければいけないのじゃないか、そういうふうな考へるわけでございます。そういう点で、

つのものを一緒にするというところでそうなるわけ
で、先ほど申し上げたのはその原則型を申し上げ
たので、ちょっと誤解を招いたかもしれませんの
で、申し上げておきます。

○天野(等)委員　やはり氏を選ぶという感じでは
ないんですね。あくまでも氏の変更になるわけ
ですね。この問題についても経過規定がございま
すね。第十一条でございますが、既に外国人と婚姻
し、子供がいる、その方について外国名にとい
いますか、配偶者の名前に変更しようとするとき
、その場合には戸籍の届け出だけで氏の変更がで

○批把田政府委員　いろいろなケースがございますが、新法が施行される前に外国人と婚姻をして既に子供がいるという場合には、その婚姻をした日本人が女性である場合には、その子供は現行法では日本国籍を持っておりませんので、これは今おっしゃった問題にはならないわけでございます。経過措置で日本国籍を取得したときにどうするかという問題はありますけれども。

ですから、専らそういうことで問題になりますのは、日本人男性が外国人女性と婚姻をして子供がいるという場合には、その父親とその子供が一

つの戸籍の中にいるわけです。その場合に、父親が妻の方の外国姓を名のりたいたいときは、この六月以内であればということもあるかもしれませんが、ただ、その場合に、その子供が既にこの六月の間に生まれているというのは、出産の期間その他で嫡出推定を受けるような関係になっているかどうかということがかなり問題だらうと思いますので、まずそういうケースはないのではないかと思います。もしあるとすれば、理論的には、父親がこの規定によつて氏を変更するけれども、それによつては当然には子供の氏は変更されないで、あとは百七条の三項ですか、家庭裁判所の許可を得てという手順になることじゃないかと思ひます。

○天野(等)委員 それでは、私の質問をこれで終わらせていただきます。

○宮崎委員長 次回は、来る十七日火曜日午前九時四十五分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時十三分散会

第一類第三号

法務委員会議録第九号

昭和五十九年四月十三日

昭和五十九年四月二十六日印刷

昭和五十九年四月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F